

阿賀野市災害廃棄物処理計画 (素案)

令和6年12月

阿 賀 野 市

目次

第1章 総則.....	1
第1節 背景及び目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画の対象	3
1 対象とする災害.....	3
2 対象とする災害廃棄物	3
3 被害想定	7
第4節 各主体の役割.....	10
1 阿賀野市の役割.....	10
2 五泉地域衛生施設組合の役割	10
3 新潟県の役割	10
4 事業者の役割	10
5 市民・災害ボランティアの役割	10
第5節 災害廃棄物処理の基本方針.....	11
1 基本方針	11
2 処理目標	12
第6節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定.....	12
第7節 災害における廃棄物対応の流れ	13
1 組織体制・処理体制の確立.....	14
2 被害状況の把握・処理施設の復旧	14
3 生活ごみ、避難所ごみ、し尿に係る対応.....	14
4 片付けごみへの対応	14
5 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理.....	14
6 建物撤去・解体等.....	14
7 支援要請・受援体制の構築.....	14
8 仮置場の管理	14
9 環境対策	15
10 貴重品・思い出の品対応	15
11 広報・渉外等	15
12 予算措置・契約事務.....	15
第8節 災害時に発生する廃棄物の処理フロー	17
1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ	17
2 し尿処理の流れ.....	18
3 災害廃棄物の処理の流れ	19
第2章 組織及び協力支援体制	20
第1節 組織体制の確立.....	20

1 対策本部等	20
2 災害廃棄物処理における体制	26
第2節 情報収集・連絡	28
第3節 関係主体との協力・連携	29
第4節 各種協定	31
第5節 受援体制の構築	33
1 受援体制構築の基本的な流れ	33
2 想定される支援メニュー及び支援主体	34
第3章 一般廃棄物処理施設、最終処分場の被害状況の確認・報告と復旧	375
第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理	37
第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生	37
第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬、処理	37
第5章 仮設トレイ等・し尿の処理	40
第1節 組織体制の確立	40
第2節 仮設トイレ等の設置	40
第3節 し尿等の収集運搬・処理	42
第6章 災害廃棄物の処理	44
第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報	44
第2節 災害廃棄物の発生量の推計	45
第3節 片付けごみの回収	47
第4節 仮置場の設置と管理	48
第5節 災害廃棄物の処理・処分	57
第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応	61
第7節 損壊家屋等の撤去等	62
第8節 処理業務の進捗管理	64
第7章 計画の見直し等	65
第1節 計画の見直し	65
1 計画の見直し	65
2 行動マニュアルの整備	65
第2節 教育訓練	65

資料編

第1章 総則

第1節 背景及び目的

災害が発生した際には、生活ごみに加え、被災家屋からの片づけごみや家屋の解体で発生する解体廃棄物などの災害廃棄物が発生します。我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から災害が発生しやすく、災害時には甚大な被害をもたらすことがあります。平成19年7月の新潟県中越沖地震や平成23年3月の東日本大震災、直近では令和6年1月に発生した能登半島地震では、被害が広範囲に及び、大量に発生した災害廃棄物が震災からの復旧・復興の大きな障害となりました。

環境省では、過去の災害による教訓や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、地方公共団体に対し災害廃棄物処理計画の策定を求めています。平成30年3月の改定では、近年発生した災害時の対応を踏まえ、平時、災害応急対応期、復旧・復興期の各ステージで必要とされる事項の具体化を求めています。

新潟県（以下「県」といいます。）では、令和5年5月、「新潟県災害廃棄物処理計画」（以下「県災害廃棄物処理計画」といいます。）を策定し、県及び市町村が災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理できるよう、平時の備え、応急対応、復旧・復興等について整理しています。

阿賀野市（以下「本市」といいます。）では、平成27年3月に「阿賀野市災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」といいます。）を策定し、災害廃棄物等の適切かつ円滑な処理体制の構築に努めてきました。

しかし、近年では豪雨による水害が各地で発生しており、これらに伴い発生する災害廃棄物の適切かつ迅速な処理が求められています。また、県では、令和元年6月から令和4年3月にかけて「地震被害想定調査」を実施し、これまでの被害想定の見直しを行いました。これを受けて、令和6年3月には「阿賀野市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」といいます。）の改定が行われています。

このような背景から、本市では本計画の改定を行います。本計画では、本市への影響のある月岡断層帯の地震や県北・山形沖の地震などに加え、風水害も対象とします。市民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進することを目的に、平常時における事前対策、災害発生後の各段階に応じた応急対策及び事後対策についての基本的な方針を取りまとめます。

なお、本計画は市地域防災計画の廃棄物処理に関する補完的な役割を担うことから、市地域防災計画や被害想定が見直された場合、新たに災害の被害が発生した場合など、計画策定の前提条件に変更があった場合には適宜見直しを行います。

第2節 計画の位置づけ

本計画は「災害廃棄物対策指針」に基づき、県災害廃棄物処理計画、市地域防災計画等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものです。

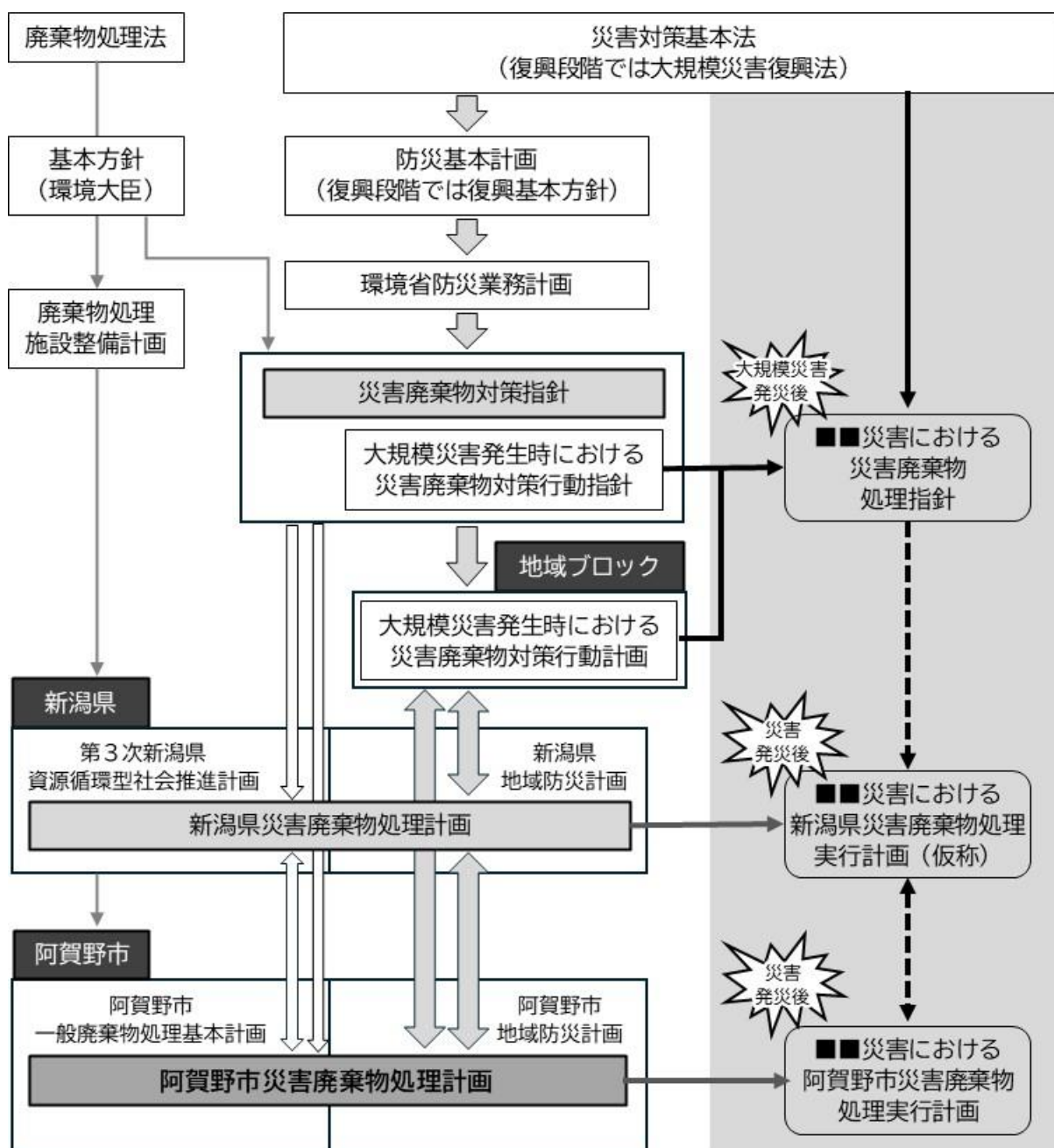


図1-2-1 計画の位置付け

第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、市地域防災計画で想定される地震災害（県が令和元年度から令和3年度にかけて実施した「新潟県地震被害想定調査」で判明した被害想定のうち、本市への影響が大きい地震災害）、風水害等の自然災害を対象とします。

地震災害については、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災・爆発、その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。

風水害等については、竜巻等の風による被害のほか、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害、大雪による雪害等を対象とします。

2 対象とする災害廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となります。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は表1-3-1～表1-3-3（2）に示すとおりです。ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとします。

なお、本計画では、津波堆積物は想定の対象外とします。

表1-3-1 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要	本計画 対象
一般 廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	○
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	○
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物	道路啓開や救助搜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他災害に起因する廃棄物	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）			
産業廃棄物		廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物	

注）生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害廃棄物処理事業費補助金の対象外です。

表 1－3－2 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

名称	特徴等	写真
し尿	発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生します。	 
生活ごみ	住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生します。	 
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、容器包装に係るものや衣類等が多く含まれます。	 

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016 年 3 月 環境省）
「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月、環境省）

表1-3-3 (1) 廃棄物の種類

名称	特徴等	写真	
可燃物／可燃系混合物	繊維類、紙、木くず・木材、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがあります。		
木くず 木材	柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要があります。		
畳・布団	被災した家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要します。腐敗が進行すると悪臭を発します。		
家具類	被災家屋から搬出される、洋だんす、和だんす、整理だんす、茶だんす等。		
不燃物／不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず・木材、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在した不燃系の廃棄物。		
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破砕等が必要。		

注）上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016年3月 環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

表1-3-3 (2) 廃棄物の種類

名称	特徴等	写真
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等が含まれます。	 
廃家電等 (家電4品目や小型家電等)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。	 
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等など。 <u>※仮置場には、持ち込めません。</u>	 
有害廃棄物／危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。	 
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車等。	 
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボード、塩ビ管、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など。	 

注) 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」(2016年3月 環境省)

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」(環境省)

「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年3月、環境省)

3 被害想定

(1) 地震による被害想定

県では、平成9年度以来2回目となる地震被害想定調査をしています。「新潟県地震被害想定調査報告書」による被害想定のうち、本市への影響が大きい地震災害による建物への想定被害は表1-3-4のとおりです。

表1-3-4 建物の想定被害

想定震源	揺れ		液状化		土砂災害		地震火災
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失棟数 (棟)
月岡断層帯	11,623	5,573	65	1,761	2	4	5,066
長岡平野西縁断層帯	1,192	5,064	40	1,437	0	1	1,022
F34(県北・山川沖)	2,009	5,364	50	1,599	1	3	2,818

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

(2) 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

月岡断層帯で発生する地震を想定した場合の被害をもとに、本市での災害廃棄物の発生量を推計した結果、その量は約218万トンにのぼります。本計画では、このような膨大な廃棄物が発生する可能性を踏まえ、必要な対応を定めています。

また、水害についても、次の「(3) 風水害による被害想定」で記載のとおり大きな被害が想定されますが、本計画では、市内で最も影響が大きい地震災害を想定して対応策を検討しています。これにより、本市で発生し得る各規模の災害にも適用できる計画としています。

表1-3-5 月岡断層帯による地震に伴い発生する災害廃棄物等の発生量（推計値）

項目	区分・内訳	発生量
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（トン）	柱角材	329,453
	可燃物	25,276
	不燃物	475,877
	コンクリートがら	1,257,672
	金属くず	28,762
	その他	61,882
	合計	2,178,922
片付けごみ（トン）	初動期	47,570
避難所ごみ（トン/日）	1日後	14.5
し尿（kL/日）	1日後	51.2

(3) 風水害による被害想定

過去の水害履歴は、表 1-3-6 のとおりです。この水害履歴と気象庁の降雨量データをみると、本市において最も被害が大きかった水害は平成 10 年 8 月 4 日の「8.4 水害」です。新潟から本市付近を襲った集中豪雨であり、新潟気象観測所日降雨量歴代 1 位の 265mm を記録しています。この「8.4 水害」では被災地全体で浸水家屋数は床上浸水 2,200 棟、床下浸水 12,500 棟の被害をもたらしました。

本市では、県の洪水シミュレーション結果に基づいて洪水ハザードマップを作成していましたが、平成 27 年 5 月の水防法改正に伴い、国土交通省により阿賀野川における想定最大規模の降雨が見直されました。これを基に、本市は平成 30 年 3 月に新たな「阿賀野川洪水ハザードマップ」を作成しました。市内における想定最大規模の降雨※による浸水想定と土砂災害警戒区域は、図 1-3-1 のとおりです。

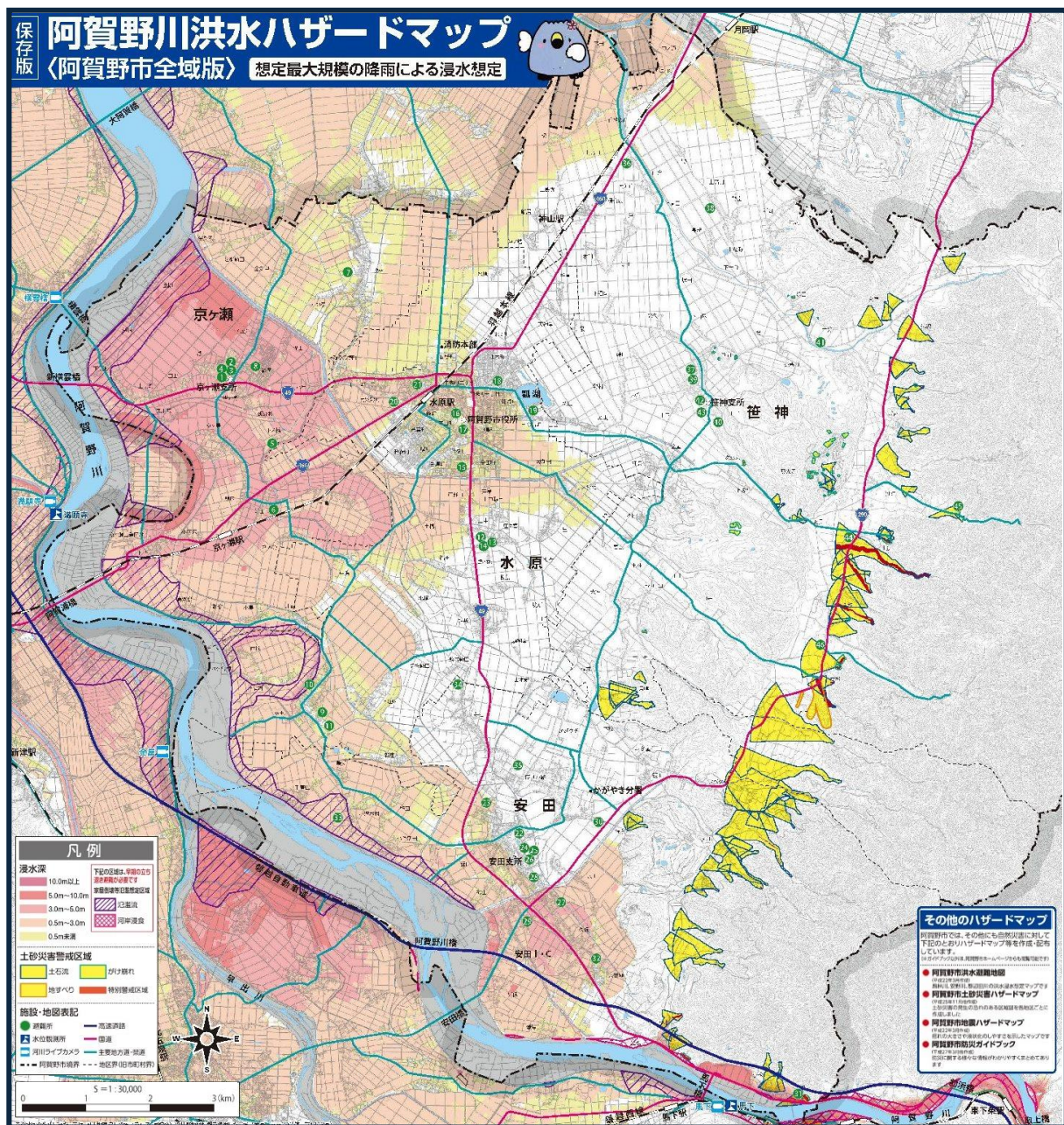
※阿賀野川流域に 2 日間の総雨量が 382mm 降った場合を想定（1,000 年に一度程度の確率）

本計画では、発生頻度の高い大雨や台風などの水害対策に関して、関連する部分を  のマークで示しています。

表 1-3-6 過去の水害履歴

日付	種類名称	地区	被災内容
昭和41年7月17日	7.17 水害		下越地方に集中豪雨、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水、災害救助法適用
昭和42年8月28日	8.28 水害 (羽越水害)		五頭山系の集中豪雨、ツバタ川・安野川のはん濫、安野川排水幹線百津地先と山口駒林川合流地点の破堤、全壊住宅、流出住宅、半壊住宅、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水、災害救助法適用
昭和53年6月26日	6.26 水害 (梅雨前線水害)		集中豪雨により中小河川のはん濫、床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水
昭和56年6月22日	6.22 水害	笹神	床上浸水、床下浸水、田流埋、田冠水
平成7年8月2日	8.2 水害		床上浸水 13 世帯、床下浸水 59 世帯、田流埋、田冠水
平成10年8月4日	8.4 水害 (集中豪雨水害)		駒林川の溢水、安野川に流れ込む用水の溢れ、七浦川の溢水、安野川護岸欠損、京ヶ瀬村道路肩流出、床上浸水、床下浸水、田冠水、災害救助法適用
平成16年7月12日	7.13 新潟豪雨水害		床下浸水 5 棟、田流埋、田冠水
平成23年7月17日	平成23年7月 新潟・福島豪雨災害		避難勧告発令、避難所開設 9 箇所、床上浸水 3 棟、床下浸水 79 棟、田冠水、災害救助法適用、激甚災害指定

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和 6 年 3 月 阿賀野市）



注)「阿賀野川洪水ハザードマップ」を加工して作成しています。

図1-3-1 市内の浸水想定及び土砂災害警戒区域

第4節 各主体の役割

災害廃棄物は廃棄物処理法に基づき一般廃棄物に位置付けられており、市町村がその処理責任を負います。ただし、多量の災害廃棄物が発生し、市町村の処理能力を超過する場合には、国や県、周辺市町村、民間事業者等と連携し、迅速かつ適正な処理を行います。

1 阿賀野市の役割

本市は、災害廃棄物が発生した際に主体となって処理を行います。平時から五泉地域衛生施設組合と協議を行い、協力・連携体制を構築するとともに、訓練を通じて体制整備を進めます。また、本市が被災していない場合には、被災市町村からの要請に応じて人材や資機材の応援、さらには災害廃棄物の受け入れを積極的に行います。

2 五泉地域衛生施設組合の役割

五泉地域衛生施設組合は、クリーンセンターあがのがわでは災害廃棄物を、し尿処理場ではし尿を適正かつ迅速に処理します。また、構成市町と連携し、分別や中間処理に関する指揮や助言を行うことで、効率的な処理を支援します。

3 新潟県の役割

県は、本市が適正に災害廃棄物を処理できるよう、被害状況や応援状況を踏まえた技術支援や調整を行います。また、大規模災害によって市の行政機能が喪失し、自力での処理が困難となった場合には、地方自治法に基づき、県・市双方の議会の議決を経た上で、県が市に代わって処理の一部を実施する場合があります。

4 事業者の役割

事業者は、自社から排出される廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めます。特に、危険物や有害物質を含む廃棄物など、適正処理が困難なものについては、その管理と処理を徹底します。また、県との災害時協力協定を締結している事業者は、県の要請に応じて速やかに支援を行います。

5 市民・災害ボランティアの役割

市民は、災害廃棄物の分別を徹底することで、本市の迅速な処理を支援します。さらに、災害ボランティアは本市と連携し、被災家屋の片付けなど、被災者支援に取り組みます。

第5節 災害廃棄物処理の基本方針

1 基本方針

(1) 災害廃棄物処理体制の整備に関する基本方針

災害廃棄物処理体制の整備に関する基本方針を以下に示します。

災害廃棄物処理体制の整備に関する基本方針

【震災】

- 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- 住民（各家庭）は、家屋の倒壊による災害がれきの大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
- 市は、震災時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化及び応急復旧対策の整備に努める。

【風水害】

- 住民（各家庭）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- 住民（各家庭）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、浸水被害の軽減を図り、併せて水害ごみの発生防止に努める。ただし、市の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心掛ける。
- 市は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。
- 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧対策の整備に努める。

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

(2) 災害廃棄物の処理に関する基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を以下に示します。

災害廃棄物の処理に関する基本方針

【迅速な処理】

- 大規模災害時には多量の廃棄物やし尿が一時的に発生するため、生活環境の保全と公衆衛生の確保を最優先とする
- 廃棄物の収集体制や処理施設の状況、道路の寸断等に応じて状況を的確に把握し、迅速な処理を目指す
- 災害廃棄物処理の優先順位を明確にし、被災者の生活ごみやし尿の処理を最優先としつつ、効率的かつ迅速な対応を行う

【計画的な対応・処理】

- 刻々と変化する災害状況に対応するため、災害廃棄物の発生量、道路や施設の被災状況、仮置場の設置状況、処理施設の能力を逐次把握し、最適な処理体制を構築する。
- 処理の効率化を図り、災害廃棄物の計画的な処理を推進する。

【関係機関との連携】

- 周辺市町村、事業者など地域での連携を強化し、協力して対応することを基本とする。処理能力が不足する場合には、国や県、他の地方自治体からの協力・支援を受け、円滑な処理を進める体制を整える。

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

2 処理目標

災害廃棄物等の処理目標等は、以下のとおりとします。

表 1－5－1 災害廃棄物等の処理目標

項目	目標
生活ごみ及び避難所ごみの収集・処理	災害発生時には、概ね 2～3 日以内に生活ごみの収集を開始するとともに、避難所ごみや被害の大きな地域のごみを優先的に処理し、衛生的な環境を迅速に確保する。
災害廃棄物の処理	可能な限り早期の完了を目指す、最長でも災害発生から 3 年以内に処理を完了させる。

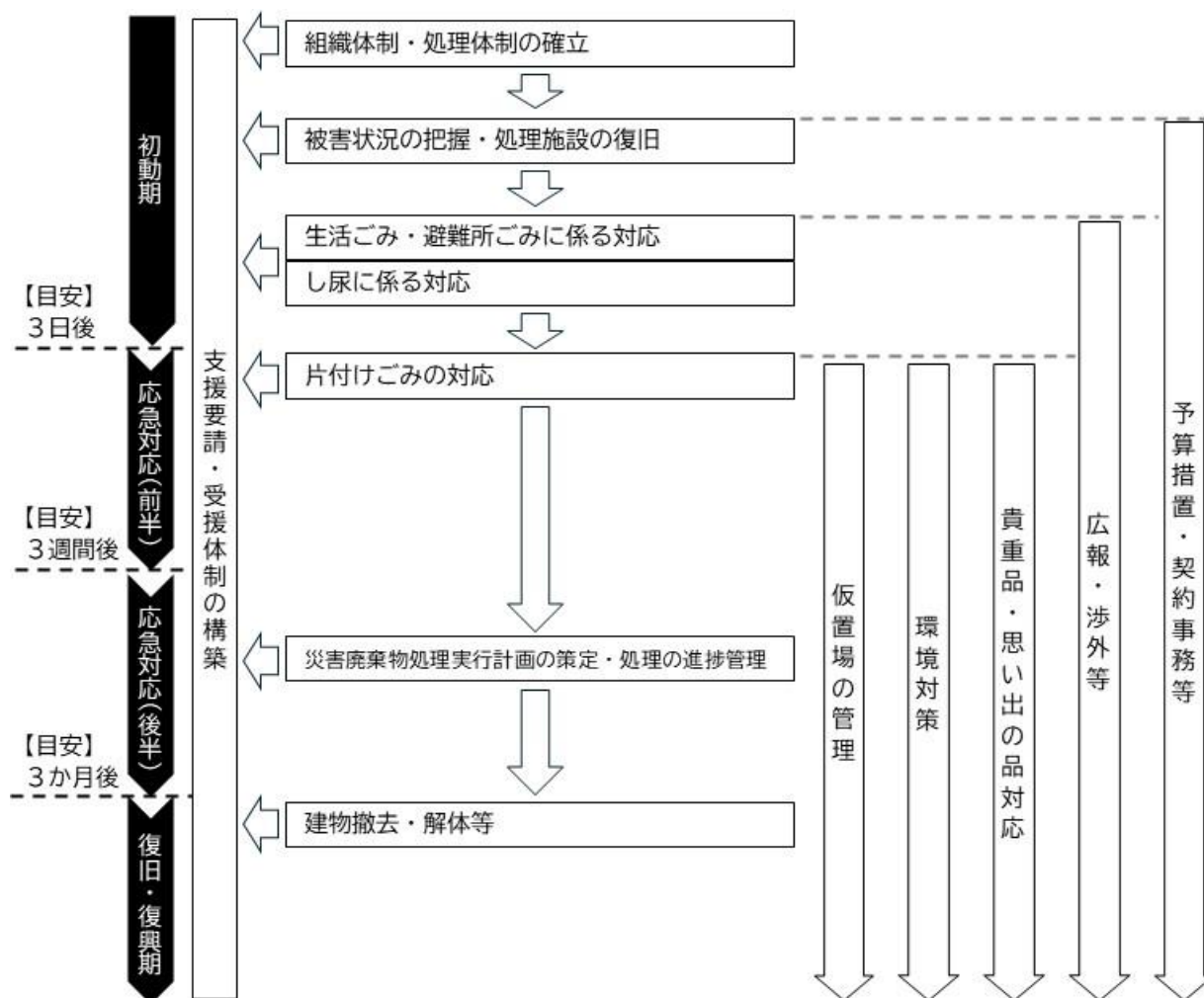
第 6 節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

発災後には、被害状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。この計画は、関係者と情報を共有しながら、処理の全体像を整理して策定します。具体的には、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フローなどを詳細に記載します。

災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗や状況の変化に応じて随時見直し、改定を行います。また、この計画は、処理業務の発注や補助金事務の資料としても活用することが可能です。

第7節 災害における廃棄物対応の流れ

災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを以下に示します。



注) 図中の時期の目安は、「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成 30 年 3 月 環境省）に従い記載。

図 1-7-1 災害時における廃棄物対応の流れ

表 1-7-1 発災後の時期区分と特長

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

1 組織体制・処理体制の確立

災害廃棄物処理を担当する部署が中心となり、廃棄物処理の組織体制および処理体制を確立します。庁内での体制構築においては、災害対策本部との連携を図り、職員の応援体制も含めた仕組みを整備します。

2 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握します。また、五泉地域衛生施設組合に廃棄物処理施設の被災状況を確認し、施設が被災している場合には、復旧作業を依頼します。

3 生活ごみ、避難所ごみ、し尿に係る対応

平常時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設で処理を行います。避難所ごみについても同様の対応を行います。

また、使用済み携帯トイレや簡易トイレの処理や、仮設トイレが設置された場合のし尿汲み取りと処理を実施します。

4 片付けごみへの対応

自宅の片付けで生じる家具や廃家電などの廃棄物を仮置場に保管し、適切な処理先へ搬出します。また、片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車で収集し、一次仮置場まで運搬します。

5 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には、本計画に基づき被害状況を迅速に把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。その進捗状況を管理し、県から技術的支援を受けることで、処理の円滑化を図ります。

6 建物撤去・解体等

損壊家屋の撤去や必要に応じた解体を、関係部局や建設事業者と連携して実施します。特に倒壊の恐れがある家屋を優先的に対応します。

7 支援要請・受援体制の構築

人員や資機材が不足する場合には、他市町村や県、民間事業者と協定を活用して支援を要請します。また、支援を受け入れるための受援体制も整備します。

8 仮置場の管理

災害廃棄物を分別し、焼却処理やリサイクル、最終処分に対応できるよう仮置場で選別や破碎を行います。

9 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の防止、粉じんや悪臭、害虫対策などの必要な環境保全措置を実施します。

10 貴重品・思い出の品対応

廃棄物から発見された貴重品は警察に届け出ます。思い出の品については、適切に保管し持ち主に返却できるよう対応します。

11 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者に広報を行います。また、支援者や処理先と適切に交渉し、処理体制を確保します。

12 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理に必要な事業費を確保するとともに、処理事業者との契約事務を適切に行います。

表1-7-2 発災後の時期区分に応じた対応のポイント

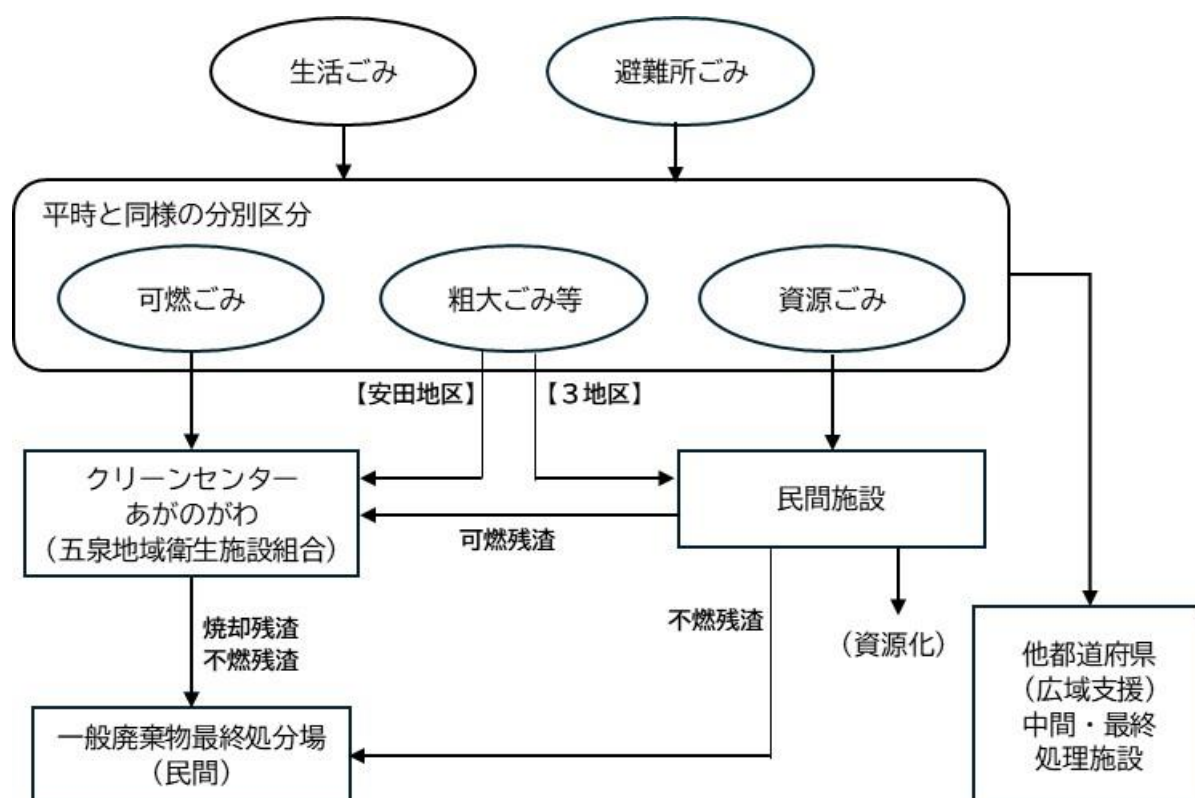
時期	対応のポイント
初動期	○ 安全及び組織体制の確保 通信手段の確保、安否情報・参集状況の確認、災害時組織体制への移行 ○ 情報収集、処理方針の判断 被害状況収集、災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集、被災状況に応じた支援の検討 ○ 生活ごみ・避難所ごみ、し尿の処理体制の確保 収集運搬体制の確保、処理施設など搬入先の確保、住民・災害ボランティアへの周知、収集運搬の実施 ○ 災害廃棄物処理体制の構築 仮置場の確保、災害廃棄物の回収方法の検討、収集運搬車両・資機材・人材の確保、住民・ボランティアへの周知、仮置場の設置・管理・運営
応急対応 (前半)	○ 継続的な一般廃棄物処理体制の確保 継続的な処理体制への移行、一般廃棄物処理の継続、災害廃棄物処理実行計画の検討 ○ 災害廃棄物の適正処理及び仮置場の適切な管理 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の継続的な回収・適正処理、設置した仮置場の管理・運営 ○ 災害廃棄物処理事業費の確保及び各種契約事務 補正予算の編成、災害等廃棄物処理事業費補助金の申請、災害報告書の作成、契約事務対応（車両、人員、業務委託）、支出管理 ○ 庁内体制の補強 庁内体制の人員補填・補強、プロジェクトチームの編成
応急対応 (後半)	○ 災害廃棄物処理実行計画の策定 災害廃棄物発生量の推計（見直し）、処理フローの精査、処理期間及び処理スケジュールの検討 ○ 損壊家屋等の撤去等に係る体制構築 技術職（土木・建築）や税務担当等も含めた庁内体制整備、対象案件の選定、要綱・様式等の作成、発注準備、住民等への周知、申請窓口の設置 ○ （必要に応じて）処理ルートの整備 二次仮置場への災害廃棄物の搬入、処理施設での適正処理、搬出先の拡大
復旧・復興	○ 災害査定対応に向けた準備※ 査定資料の作り込み、事前調整（日程調整、必要資料確認等） ※一般的に12月末までに災害査定を終えるため、災害発生時期により前倒しも想定される。 ○ 災害廃棄物処理事業の進捗管理 全体管理（撤去進捗、処理進捗等）

第8節 災害時に発生する廃棄物の処理フロー

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域の生活ごみや避難所ごみについては、平時と同様の分別区分で収集し、処理施設へ搬入して処理します。クリーンセンターあがのがわで発生する焼却残渣および不燃残渣は、民間業者に委託して最終処分を行います。また、安田地区の粗大ごみや市内全域の資源ごみを民間施設で処理した際に発生する不燃残渣も、同様に民間業者に委託して最終処分を行います。

なお、阿賀野市最終処分場については、残余容量を残したまま受入を停止し、災害廃棄物の一時仮置場として活用する計画としています。



注1）令和7年4月1日（予定）。

注2）3地区：京ヶ瀬地区、水原地区及び笹神地区。

図1-8-1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

ごみ処理施設の更新について

令和7年3月まで、安田地区の可燃ごみを五泉地域衛生施設組合が所管する「ごみ焼却場」で、京ヶ瀬・水原・笹神地区（以下「3地区」といいます。）の可燃ごみを「阿賀野市環境センター」でそれぞれ処理していましたが、令和7年4月から市内の可燃ごみを「クリーンセンターあがのがわ」で焼却します。

また、安田地区の不燃ごみを五泉地域衛生施設組合が所管する「不燃物処理センター」で処理していましたが、令和7年4月から「クリーンセンターあがのがわ」のマテリアルリサイクル推進施設で処理します。

2 し尿処理の流れ

携帯トイレなど簡易トイレは、クリーンセンターあがのがわへ搬入して焼却します。仮設トイレの汲み取りし尿は、し尿処理場へ搬入して処理します。

災害用マンホールトイレについては、し尿を下水道に流下させるため、収集運搬は不要であり、処理は下水処理場で行われます。ただし、その利用は、下流側の下水道管や下水処理場が被災していない場合に限られます。

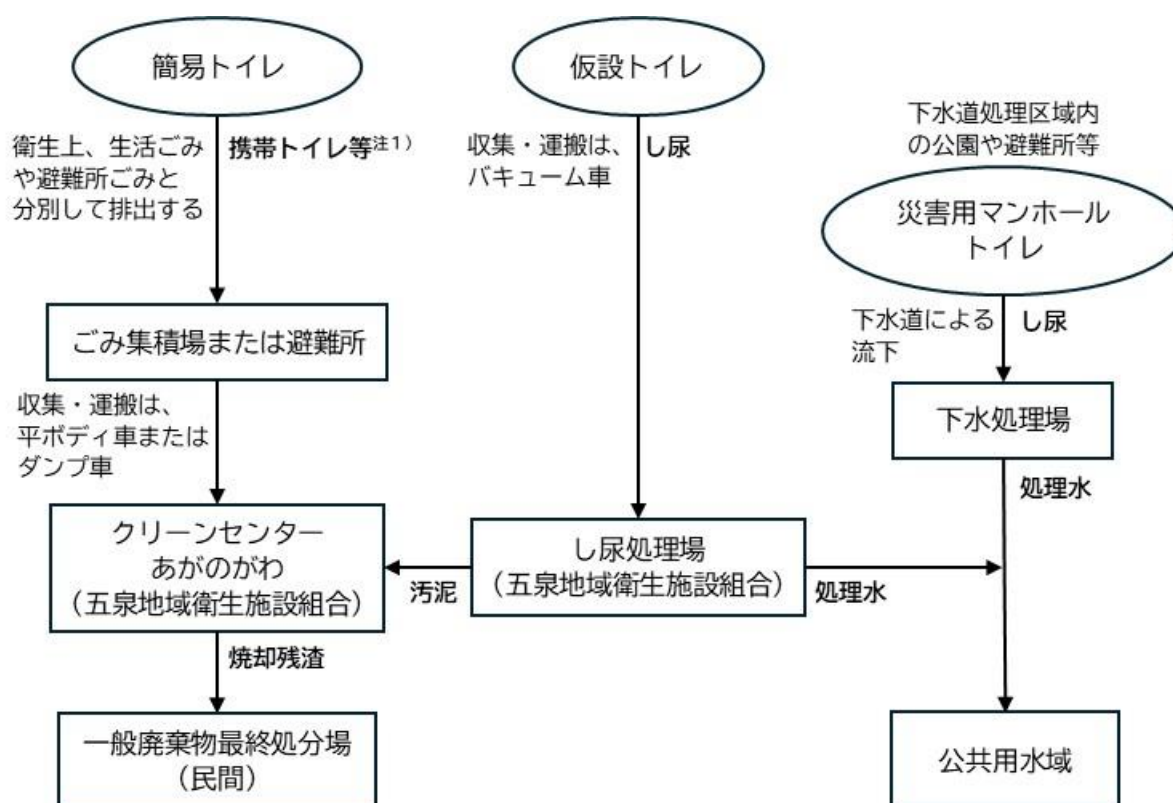


図1-8-2 し尿処理の流れ

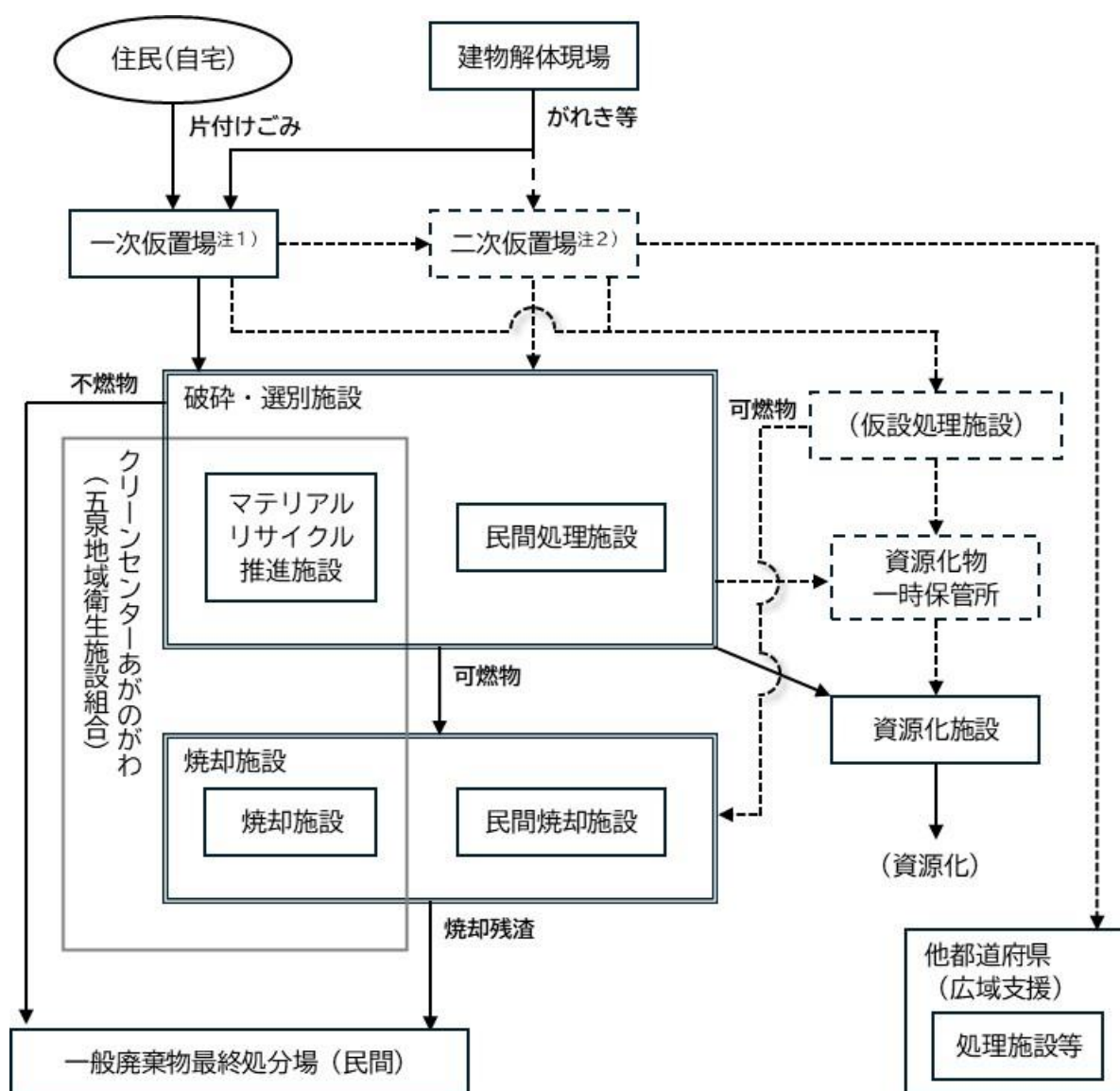
注1）簡易トイレを使用した場合、排泄物や吸収剤（凝固剤）を入れた処理袋が廃棄物として発生します。

注2）令和7年4月1日（予定）。

3 災害廃棄物の処理の流れ

市民が自宅の片付けで排出するごみや、損壊家屋の解体で発生するがれき等は、処理先へ搬出するまで一次仮置場で分別して一時保管します。一次仮置場から搬出した廃棄物は、破碎・選別し、資源化や焼却処理を実施し、再資源化が難しいものは最終処分します。

また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理します。



注1）市民が直接持ち込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設または二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場のことです。

注2）一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎または焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で、仮設の破碎・選別施設や資源物の一時保管場所を併設することもあります。

注3）令和7年4月1日（予定）。

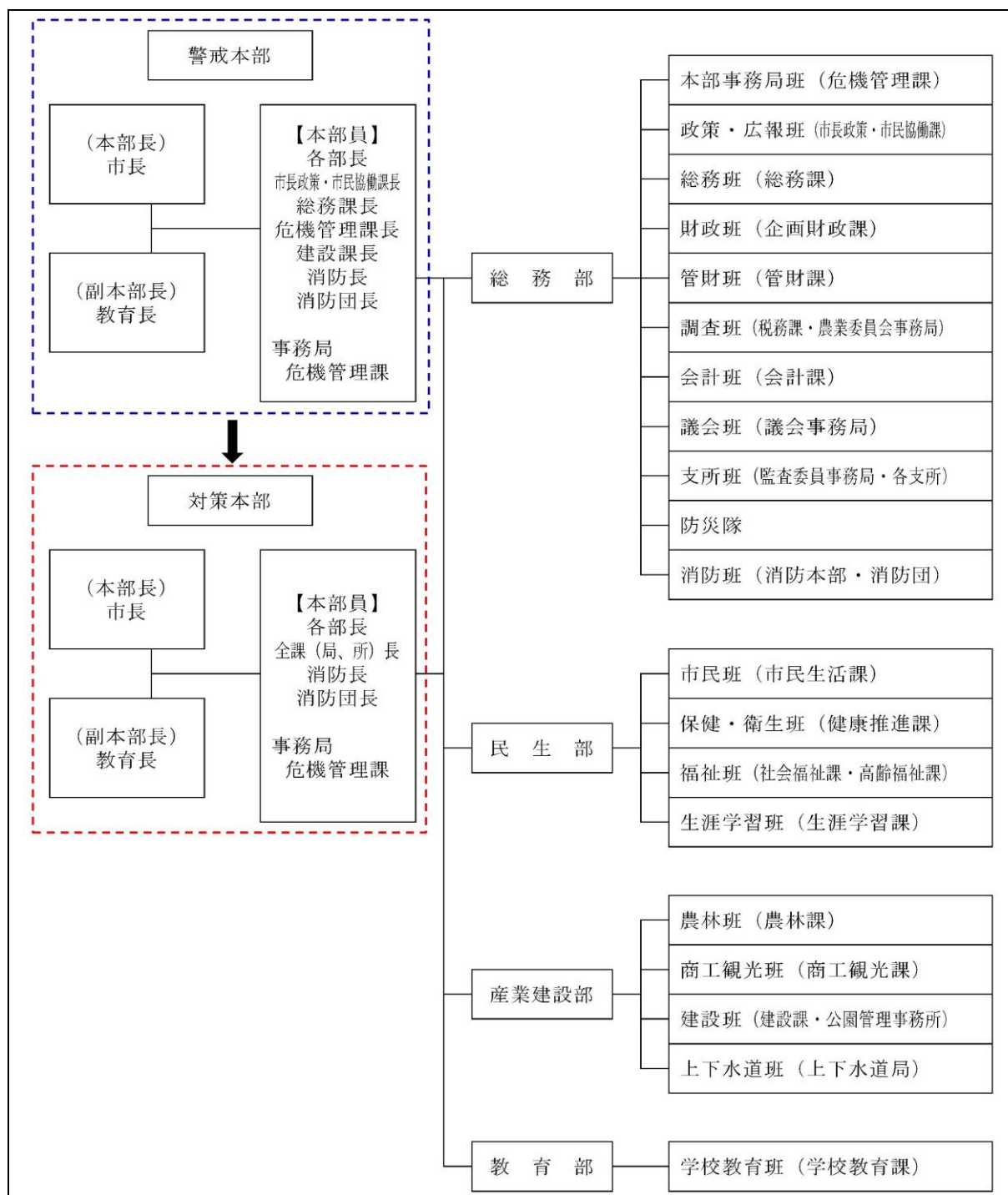
図1－8－3 災害廃棄物の処理の流れ

第2章 組織及び協力支援体制

第1節 組織体制の確立

1 対策本部等

大規模な地震や風水害が発生し、災害が発生または発生するおそれがある場合は、市は、災害対策基本法第23条の2に基づき、市災害対策本部（以下「対策本部」といいます。）を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るとともに、県及び防災関係機関と連携し被災者の救援救助を強力に推進する体制を整えます。



出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

図2-1-1 対策本部等全体組織図

表2-1-1 (1) 各部・班の分掌事務

部	班	班長（班員）	所掌事務
総務部（部長 総務部長）	本部事務局班	危機管理課長 （危機管理課）	1 本部の運営、記録 2 県その他防災関係機関との連絡調整 3 地震、気象、河川情報等の授受と報告、伝達 4 避難情報の発令 5 防災行政無線、MCA無線等の管理、運用 6 通信手段の確保 7 避難所の設置発令 8 県に対する各種報告 9 災害救助法の事務 10 避難情報の解除及び避難所の閉鎖 11 その他本部運営の総括
	政策・広報班	市長政策・市民協働課長 （市長政策・市民協働課）	1 広報、ホームページ等住民への広報広聴 2 災害情報の収集及び撮影等による記録整理、保存 3 マスコミ等への報道要請及び報道機関との連絡調整 4 災害情報の報道発表及び資料提供等報道機関対応 5 激甚災害の指定等、県に対する要望・陳情 6 災害対策等に関する国・県への要望 7 調査団、視察団等の受入れ及び対応 8 災害復興方針、計画の策定
	総務班	総務課長 （総務課）	1 各部からの災害、被害状況、対策状況の取りまとめと報告 2 支所及び避難所に対する災害関連情報の提供 3 自衛隊に対する派遣要請及び受入れ 4 県及び他市町村に対する応援要請及び受入れ 5 ライフライン情報の取りまとめと報告 6 公共交通機関の運行状況の取りまとめと報告 7 自治会との連絡調整及び要望の取りまとめと報告 8 職員の動員、配置、人員管理 9 職員の被災状況の確認 10 各部との連絡調整 11 他班への応援
	財政班	企画財政課長 （企画財政課）	1 配車状況の掌握と記録 2 物資輸送及び応援車両の確保と配車調整 3 必要物品の出納 4 災害関係予算の編成 5 災害関係経費の総括 6 庁内システム、情報システムの機能確保 7 他班への応援
	管財班	管財課長 （管財課）	1 市有財産の被害状況調査の取りまとめと報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 他班への応援
	調査班	税務課長 （税務課、農業委員会事務局）	1 市内全域の第1次被害状況調査の実施と集約、報告 2 家屋、構築物等の被害状況調査の実施と集約、報告 3 被災者台帳の作成 4 各種統一申請窓口の設置 5 罹災証明書の交付 6 被災者に対する税の減免措置等

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

表2-1-1 (2) 各部・班の分掌事務

部	班	班長（班員）	所掌事務
総務部（部長 総務部長）	会 計 班	会計管理者 （会計課）	1 災害対策事務の現金支払い 2 義援金等の受入れ、保管 3 災害関係経費の支出 4 他班への応援
	議 会 班	議会事務局長 （議会事務局）	1 議会議員との連絡調整
	支 所 班	監査委員事務局長 （監査委員事務局、各支所）	1 管内避難所施設の被害状況調査、報告及び機能確保 2 所管施設の被害状況調査、報告及び機能確保 3 管内避難所の情報収集及び避難者情報の取りまとめと報告 4 管内避難所の応援要請への対応 5 本部との連絡調整 6 危険箇所の応急初期対応 7 災害情報の収集及び撮影等による記録整理 8 応援車両の要請及び配車調整 9 他班への応援
	防 災 隊	防災隊長 （防災隊員）	1 市内各地のパトロールによる被害情報収集、報告 2 危険箇所の応急初期対応 3 家屋等の被害概況調査、報告 4 各所属に復帰又は機動対応、救援物資の仕分け
	消 防 班	消防長 （消防本部、消防団）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 災害予防、警戒、防御対策活動 3 被害状況の把握と情報収集、報告 4 災害情報、避難情報等の伝達 5 災害情報の受理及び出動命令 6 避難住民の誘導 7 地震、気象、河川情報等の収集 8 消防署員及び消防団員の召集、配置、現場活動の指揮 9 消火、救助、救出、救急活動 10 消防相互応援協定市町村との連絡、応援要請 11 消防防災ヘリコプターの出動要請 12 ドクターヘリコプターの出動要請 13 搬送者名簿、死者・行方不明者名簿の作成と報告 14 消防資機材の調達 15 危険物施設等の事故調査 16 消防団員の被災調査 17 関係機関との連絡調整

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

表2-1-1 (3) 各部・班の分掌事務

部	班	班長（班員）	所掌事務
民生部（部長 民生部長）	市民班	市民生活課長 （市民生活課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 避難所の開設及び運営の総括 3 避難者状況の記録及び報告 4 被災者の安否確認 5 住民からの相談の受付及び処理 6 外国人被災者の状況調査及び支援 7 し尿、ごみ（災害ごみを含む。）、死亡獣畜等の収集及び処理 8 被災地の環境対策 9 死体の埋火葬許可 10 関係機関との連絡調整
	保健・衛生班	健康推進課長 （健康推進課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 医療救護所の開設 4 救急医薬品、保健衛生用資器材の調達、管理 5 負傷者の名簿作成と報告 6 医師会、医療機関との連絡、協力要請 7 避難所の巡回訪問 8 医療情報の収集及び保健指導 9 職員の健康管理 10 被災地及び避難所の防疫 11 被災者への入浴支援 12 後期高齢者医療保険料の減免措置等 13 他班への応援
	福祉班	社会福祉課長 （社会福祉課、 高齢福祉課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 要配慮者世帯、生活保護世帯の被害状況調査及び支援 4 要配慮者（障がい者、高齢者等）への支援 5 社会福祉協議会との連絡調整 6 食料、生活必需品の調達及び供給 7 救援物資、救助物資の受入れ、管理、搬出 8 炊き出しの実施及び提供 9 ボランティアの受入れ（社会福祉協議会） 10 福祉避難所の開設及び運営の総括 11 被災者に対する福祉相談 12 遺体の収容及び埋葬 13 災害弔慰金、義援金、被災者生活再建支援金の申請受付 14 介護保険料の減免措置等 15 各部との連絡調整 16 他班への応援
	生涯学習班	生涯学習課長 （生涯学習課）	1 施設利用者の安全確保 2 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 3 所管施設である避難所の開設 4 避難所等への食料、生活必需品等必要物資の配送 5 文化財の被害状況調査及び応急対策

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

表2-1-1 (4) 各部・班の分掌事務

部	班	班長（班員）	所掌事務
産業建設部（部長 産業建設部長）	農 林 班	農林課長 （農林課）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 農林業関係施設及び農地、林地等の被害調査、集約及び報告 4 主食の応急調達 5 農林業施設の災害対策、応急復旧 6 被災農家への災害融資 7 農林業関係機関、団体との連絡調整
	商工観光班	商工観光課長 （商工観光課）	1 観光客の安全確保 2 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 3 所管施設である避難所の開設 4 電気、ガス、通信機関の情報の取りまとめと報告 5 商工観光関係諸団体の被害調査、集約及び報告 6 被災商工業者に対する災害融資 7 災害復興住宅資金融資 8 商工観光関係諸団体との連絡調整 9 他班への応援
	建 設 班	建設課長 （建設課、公園管理事務所）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 所管施設である避難所の開設 3 道路、河川、橋梁、がけ地等の災害危険箇所の警戒、予防、防御 4 道路、河川、橋梁、がけ地等の災害対策、被害調査と報告及び応急対策 5 市街地の湛水排除 6 交通規制 7 緊急輸送道路の確保のための関係機関等への要請 8 路上障害物（降積雪を含む。）の撤去 9 公園施設及び街路樹の応急対策 10 応急対策用資機材の調達、確保及び管理 11 道路交通情報（高速道路を含む。）の収集及び報告 12 避難所の応急危険度調査 13 公営住宅の災害対策、被害調査及び応急復旧 14 公共施設の応急復旧 15 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定 16 復興融資に係る被害住宅査定の促進 17 関係機関等との連絡調整 18 建設業協会等との連絡調整 19 各部との連絡調整

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

表2-1-1 (5) 各部・班の分掌事務

部	班	班長（班員）	所掌事務
産業建設部（部長 産業建設部長）	上下水道班	上下水道局長 （上下水道局）	1 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 2 管工事業協同組合に対する被害状況調査と報告 3 取水、導水、送水及び配水計画の総合統制 4 上水道又は下水道に起因する市街地の湛水排除 5 給水車の確保及び運行と飲料水の確保及び応急給水 6 仮設トイレの確保及び設置 7 応急対策用資機材の調達、確保及び管理 8 上水道管及び仮設給水装置の設置 9 応急用水道管、仮設給水装置及び移動式浄水装置の看守 10 導水管、送水管、配水管の応急復旧 11 下水道管渠の緊急点検・調査 12 下水道施設の応急復旧 13 関係機関との連絡調整
教育部（部長 教育長）	学校教育班	学校教育課長 （学校教育課）	1 児童・生徒等の安全確保 2 所管施設の被害状況調査と報告、機能確保 3 所管施設である避難所の開設 4 炊き出しの実施及び提供 5 児童・生徒等の被災状況の調査 6 P T A連合会への協力要請、連絡調整 7 教育関係義援金品の受入れ、管理、配布 8 応急教育と教科書及び学用品の調達、あっせん 9 関係機関等との連絡調整

出典：「阿賀野市地域防災計画」（令和6年3月 阿賀野市）

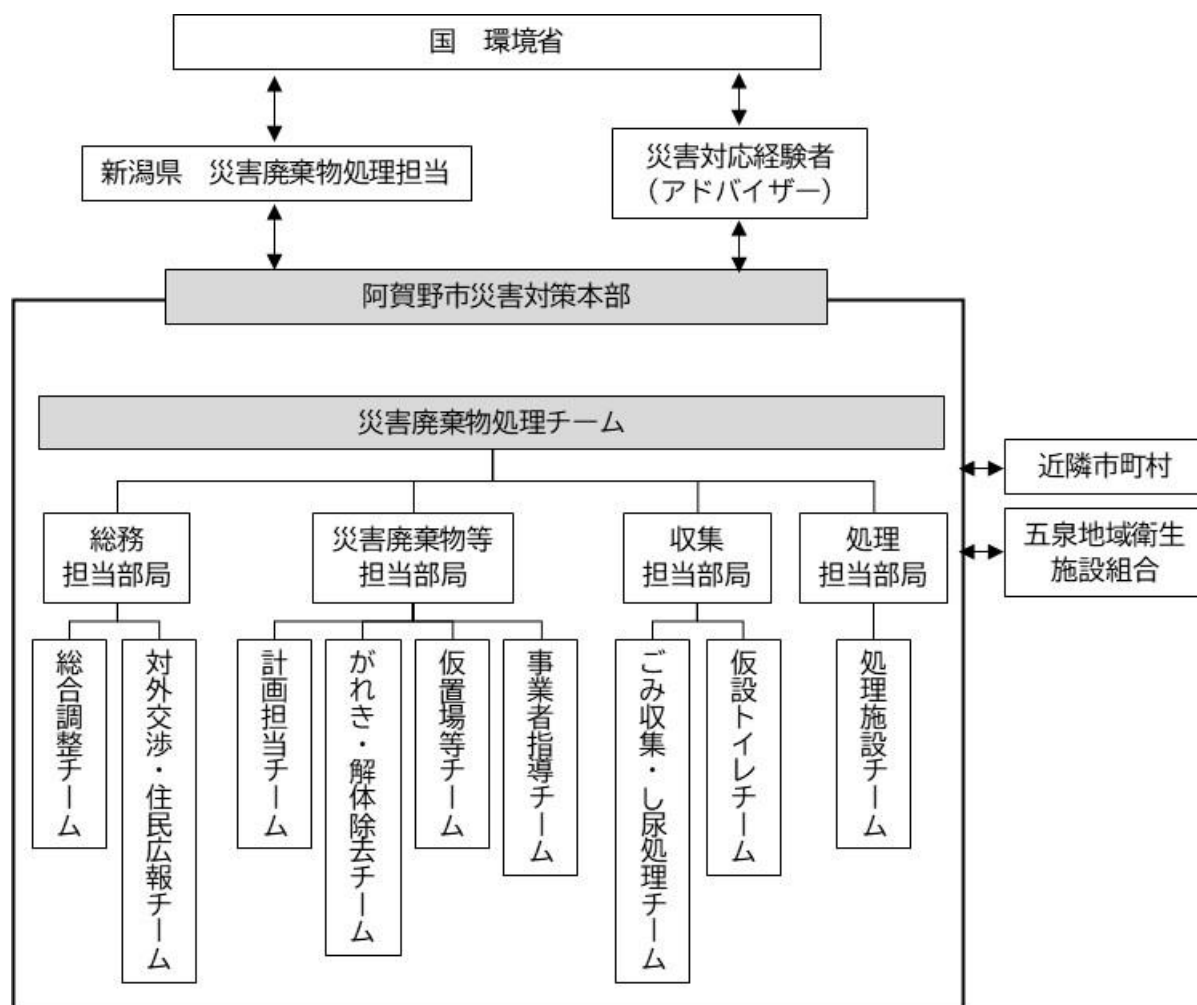
2 災害廃棄物処理における体制

発災時における災害廃棄物対策の組織体制は、図2-1-2を基本とし、非常時および緊急時の組織体制や指揮命令系統との整合性を図ります。

災害廃棄物処理を担当する組織には、道路上の障害物の撤去・運搬、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）、仮置場の設置（砕石や敷鉄板の手配）および原状回復など、重機を使用する作業が含まれます。そのため、設計、積算、現場管理などに必要な土木職や建築職の支援を受けられる体制とします。

水害

また、大雨など水害の恐れがある予報が出された段階で、早期に水害廃棄物への対応体制を整え、迅速かつ適切に対応できるよう努めます。



注) 各チームに所属する担当班とその業務内容については、表2-1-2に示します。

図2-1-2 災害廃棄物処理対策の組織体制

表 2 - 1 - 2 災害廃棄物処理に係る担当班及び業務内容

チーム		担当班	業務内容
総務担当	総合調整チーム	総務班（総務課） 調査班（税務課、農業委員会事務局）	1 各担当の総括 2 職員の参集状況の把握と配置 3 市災害対策本部との連絡調整 4 資金の調達・管理、契約 5 災害廃棄物等対策関係情報の集約 6 災害廃棄物等対策全体の進行管理 7 災害廃棄物等処理実施計画の策定 8 国・県及び他市町村との連絡
	対外交渉・市民広報チーム	市民班（市民生活課）	1 災害廃棄物等対策の市民周知 2 市民からの問い合わせ対応 3 支援要請及び支援物資
災害廃棄物等担当	計画担当チーム	総務班（総務課） 市民班（市民生活課） 建設班（建設課）	1 がれき等発生量の算定 2 収集運搬車両・処理施設能力の算定及び手配 3 仮置場等の必要箇所・面積の算定及び手配
	がれき・解体撤去チーム	市民班（市民生活課）	1 がれきの撤去 2 倒壊家屋等の解体撤去
	仮置場等チーム	市民班（市民生活課）	1 市民用仮置場の設置及び運営管理 2 がれき搬入場の設置及び運営管理 3 がれき搬入場搬入許可証等の発行及び活用
	事業者指導チーム	市民班（市民生活課）	1 事業者指導 2 産業廃棄物管理 3 適正処理困難物・有害廃棄物管理 4 不法投棄・不適正排出防止
収集担当	ごみ収集・し尿処理チーム	市民班（市民生活課） 上下水道班（上下水道局）	1 ごみ収集運搬の管理 2 し尿収集運搬・処理の管理 3 民間事業者との協力に関する協定
	仮設トイレチーム	市民班（市民生活課） 上下水道班（上下水道局）	1 仮設トイレの設置・維持管理 2 簡易トイレの運用
処理担当	処理施設チーム	市民班（市民生活課）	1 備蓄・点検 2 処理施設復旧 3 代替処理施設の確保

第2節 情報収集・連絡

災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害が発生した直後から、表2-2-1に示す情報を収集し、庁内で共有するとともに、関係者へ周知します。

(1) 災害時

- ◆ 平時において確保した連絡・通信手段により、災害廃棄物処理に必要な情報を入手する。

表2-2-1 収集が必要な情報と入手する時期

分類	収集が必要な情報	時期	入手先の班等
生活ごみ、避難所ごみ	避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難者数	初動～	市民班、保健・衛生班
	避難所ごみの発生量（推計値）	初動～	市民班
	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	建設班
	ごみ収集運搬車両の被災状況と稼働台数、充足状況	初動～	市民班、収集運搬委託業者
	ごみ集積場の状況（ごみの排出状況）	初動～	市民班
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧の見通し	初動～	市民班、五泉地域衛生施設組合
	最終処分場の被災状況と搬入可否、復旧の見通し	初動～	市民班、五泉地域衛生施設組合
し尿	避難所・医療救護所の開設場所、開設数、避難者数	初動～	市民班、保健・衛生班
	仮設トイレの設置場所、設置数、充足状況	初動～	上下水道班
	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	建設班
	し尿収集必要量（推計値）	初動～	上下水道班
	し尿等収集運搬車両の被災状況と稼働台数、充足状況	初動～	上下水道班、収集運搬委託業者
災害廃棄物	建物の被災状況（全壊、半壊、焼失棟数、床上浸水、床下浸水）	初動～	総務班
	道路の被災状況、道路啓開の状況、復旧の状況	初動～	建設班
	一般廃棄物処理施設の被災状況と稼働可否、復旧の見通し	初動～	市民班、五泉地域衛生施設組合
	最終処分場の被災状況と搬入可否、復旧の見通し	初動～	市民班、五泉地域衛生施設組合
	仮置場候補地の被災状況	初動～	総務班
	一次仮置場の情報（設置場所、保管状況）	初動～	市民班
	重機、収集運搬車両等の稼働状況	初動～	市民班
	指定場所以外に投棄された災害廃棄物の状況	初動～	市民班、建設班
	建物の撤去等の状況（解体撤去棟数）	応急～	総務班
	災害廃棄物の発生量、広域処理の必要量	応急～	市民班、総務班
	一次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	応急～	市民班
	り災証明書の発行状況	復旧～	総務班
	二次仮置場の情報（設置場所、保管状況）	復旧～	市民班
	二次仮置場からの災害廃棄物の搬出量、処理量	復旧～	市民班

注）情報の入手時期区分の説明は、表1-7-1を参照。

(2) 平時

- ◆ 連絡窓口の一覧表を作成、随時更新し、県及び県内市町村と共有します。
- ◆ 電話、防災無線（地上系無線、移動系無線、中継用無線）、衛星電話等を調達し、複数の連絡手段を準備します。また、非常用電源等を確保しておきます。
- ◆ 情報機器及び周辺機器は、水害等の被害に遭わない場所に設置します。
- ◆ 収集運搬業者、プラントメーカー等の関係者との、災害時の連絡方法を確認します。



第3節 関係主体との協力・連携

災害廃棄物の処理においては、県内の市町村や県、国、専門機関、廃棄物処理事業者を含む民間事業者団体など、各主体と連携体制を構築して対応します。また、警察、消防、自衛隊とも連携し、迅速かつ適切な対応を図ります。

表2-3-1 主な関係主体と支援内容

関係主体	支援内容（例）
県内市町村	○ 生活ごみ、避難所ごみ、し尿、災害廃棄物の収集運搬のための人員及び車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施、処理施設での受入 ○ 仮置場の受付、災害廃棄物処理の事務作業支援 ○ 市民窓口対応
新潟県	○ 県内市町村間連携のための調整 ○ 収集運搬及び処理に関する支援要請 ○ 災害廃棄物処理に関する技術的助言 ○ 仮置場としての県有地の提供等
五泉地域衛生施設組合	○ 生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物、し尿の施設での受入等
民間事業者団体（協定締結事業者を含む）	○ 生活ごみ、避難所ごみ、災害廃棄物、し尿の収集運搬のための人員及び車両の派遣、仮置場や処理施設への収集運搬の実施 ○ 仮置場の管理及び運営、荷下ろし補助、重機等の資機材の提供 ○ 災害廃棄物の処理（広域処理を含む）
国・専門機関	○ 広域処理に関する調整 ○ 災害廃棄物処理に関する技術的助言 ○ 補助金、査定対応等の事務対応に関する指導及び助言

（１）県内連携

災害廃棄物処理に必要な人員や資機材が不足し、本市だけでは対応が困難な場合には、災害支援協定に基づき、県内の市町村や県に支援を要請します。これにより、連携体制を強化し、円滑な処理を実現します。

五泉地域衛生施設組合は、ごみ処理における豊富な技術力や経験を活かし、災害廃棄物処理を担います。

（２）事業者との連携

大量の災害廃棄物が発生した場合、五泉地域衛生施設組合の一般廃棄物処理施設だけでは対応しきれない可能性があります。そのため、人員や資機材が不足した場合には、県を通じて一般社団法人新潟県産業資源循環協会などの関係団体に要請を行い、産業廃棄物処理施設の活用を図ります。これにより、性状が産業廃棄物に近い災害廃棄物を効率的に処理します。

（３）社会福祉協議会との連携

被災家屋から発生する片付けごみの搬出や運搬作業には、災害ボランティアの協力が不可欠です。作業時には安全具の着用や注意事項の周知、災害廃棄物の分別方法、仮置場の位置などを的確に伝えることが重要です。阿賀野市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターと連携し、情報提供や周知活動を行います。

(4) 国・専門機関への支援

災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）は、環境省・関東地方環境事務所を中心に、国立環境研究所やその他の専門機関、関係団体によって構成される支援体制です。必要に応じて、D.Waste-Net に人材や資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進します。

第4節 各種協定

発災後には、本市や県が締結している各種協定に基づき、関係主体と連携を図りながら、適切かつ迅速に災害時の廃棄物処理を進めます。また、平時には本計画や関係主体が実施する演習や訓練などを通じて、協定内容の点検や見直しを行い、万全の体制を整えます。

(1) 災害時

- ◆ 各種協定に基づき、協定締結先に対して必要な支援を速やかに要請します。支援要請に際しては、実際の支援が実施されるまでに時間を要する場合もあるため、早期に必要な支援内容を把握し、迅速かつ的確に要請を行います。

(2) 平時

- ◆ 過去の災害時の対応状況や、全庁的または関係団体との定期的な演習・訓練の結果を踏まえ、協定内容の点検や見直し、必要に応じた新たな協定の締結を検討します。
- ◆ 不備が確認された場合は、各種協定を所管する部局と協議・調整を行い、適宜協定内容を修正・更新することで、災害時の実効性を確保します。

表2-4-1 自治体間で締結している災害時支援協定

No.	協定名	区分	協定の主な内容	締結先	締結年月日
1	災害時における近隣市町村相互援助協定	相互応援	相互応援	新潟市、長岡市、三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、佐渡市、聖籠町、弥彦村、田上町	H18. 8. 1
2	磐越自動車道沿線都市交流会議災害時における相互応援に関する要綱	相互応援	相互応援	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町、西会津町、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、郡山市、三春町、田村市、小野町、いわき市	H10. 5. 21
3	災害時における相互応援に関する協定	相互応援	相互応援	栃木県真岡市	H20. 10. 14
4	災害時における相互応援に関する協定	相互応援	相互応援	埼玉県桶川市	H26. 12. 17
5	災害時における相互応援に関する協定	相互応援	相互応援	茨城県那珂市	H27. 12. 15
6	ゴミ処理施設相互応援協定	廃棄物	廃棄物の処理	新発田地域広域事務組合、村上市、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀野市	H20. 7. 10
7	災害廃棄物の処理に関する応援協定書	廃棄物	廃棄物の処理	新潟県及び県内市町村	H18. 10. 23

注) 災害支援として締結している協定のうち、災害廃棄物処理業務に関連する協定のみ記載しています。

表２－４－２ 民間事業者団体と締結している災害時支援協定

No.	協定名	区分	協定の主な内容	締結先	締結年月日
1	災害時における応急対策に関する応援協定	物資協定	物資供給	阿賀野市建設業協会	H18. 1. 30
2	災害時における物資供給に関する協定書	物資協定	物資供給	NPO 法人コメリ災害対策センター	H19. 10. 1
3	災害時における物資供給に関する協定書	物資協定	物資供給	(株)ひらせいホームセンター	H31. 3. 8
4	災害時における物資供給に関する協定書	物資協定	物資供給	(株)アクティオ	H23. 4. 1
5	災害時における物資供給に関する協定書	物資協定	物資供給	(株)レンタルのニッケン信越支店	H31. 4. 4
6	災害業務における通信業務に関する協定書	情報	通信応援	水原アマチュア無線クラブ	H19. 9. 4
7	災害時の情報伝達に関する契約	情報	通信応援	(株)エフエム新津	毎年度契約
8	災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	災害ボランティアの受入	災害ボランティアセンターの運営	阿賀野市社会福祉協議会	R3. 3. 9

注) 災害支援として締結している協定のうち、災害廃棄物処理業務に関連する協定のみ記載しています。

表２－４－３ 新潟県が都道府県等と締結している支援協定

協定名	締結先
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国知事会（全都道府県）
大規模災害時等の北海道・東北８道府県相互応援に関する協定	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
災害時等における五県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、栃木県、群馬県
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	群馬県、埼玉県
災害時の相互応援に関する協定	長野県、富山県、石川県
防災協力及び災害時相互応援に関する協定	兵庫県
防災上の連携・協力に関する協定	山形県

表２－４－４ 新潟県と民間事業者との災害廃棄物処理に関する協定

協定名	団体	概要
災害時における一般廃棄物の収集運搬に係る救援等に関する協定書	新潟県環境整備事業協同組合	被災市町村の要請に基づく災害発生時の一廃（し尿、ごみ等）の収集運搬の救援協力
災害廃棄物の処理に関する応援協定書	一般社団法人 新潟県産業資源循環協会	被災市町村の要請に基づく災害時の廃棄物処理
災害時における浄化槽の応急復旧等に関する協定	一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会	被災市町村の要請に基づく浄化槽の応急復旧
災害時における被災建築物の解体撤去等に関する応援協定書	一般社団法人 新潟県解体工事業協会	被災市町村の要請に基づく、災害時の被災建築物の解体撤去等を応援

第5節 受援体制の構築

災害発生時には、協定や相互支援の枠組みに基づき、様々な主体から人的・物的支援が提供されることが想定されます。これらの支援を円滑に受け入れるために、早期に受援体制を構築します。

1 受援体制構築の基本的な流れ

(1) 支援要請が必要な事項及び期間の整理

- ◆ 支援者への要望事項（何を、いつまで、どのくらいの数／量が必要か）をできるだけ具体的に整理し、支援要請書を作成します。支援先から先遣隊が派遣される場合は、先遣隊と調整・協議を行い、要望事項をさらに精査します。

(2) 災害対策本部への報告

- ◆ 上記（1）でとりまとめた結果を、災害対策本部（または総務班）に報告します。

(3) 支援の要請

- ◆ 平時にあらかじめ策定した支援要請手順に基づき、災害の規模や被害状況を考慮して適切な支援要請を行います。また、支援要請内容は県や環境省関東地方環境事務所と共有します。

(4) 受入れ体制の構築

- ◆ 庁内職員と支援者の業務分担を具体化し、受援計画を策定します。
- ◆ 支援者の執務環境（デスクやパソコン等）を準備する。
- ◆ 支援者の待機場所や定例ミーティングを開催するためのスペースを確保します。

(5) 支援者との情報共有

- ◆ 支援者との調整会議を定期的に（可能であれば毎日）開催し、役割分担、作業内容、進捗状況等を確認します。

表2-5-1 事前に準備すべき事項、配慮すべき事項

項目	準備内容
収集運搬計画の立案	○ 支援先から派遣される先遣隊と調整・協議して収集運搬計画を立案し、迅速に行動できるよう準備しておく。 ○ 災害廃棄物の集積場所や、仮置場等が分かる地図及び道路の被害状況等の情報を整理しておく。 ○ 高齢者や障害者等の災害弱者の情報を整理しておく。 ○ 応援車両の燃料を優先確保できるスタンド等を把握しておく。 ○ 「緊急車両」の表示幕を準備しておく。
スペースの確保	○ 支援者が執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する。 ○ 可能な範囲で、応援車両の駐車スペースを確保する。
資機材等の提供	○ 執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を、可能な範囲で提供する。
執務環境の整備	○ 執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する。
宿泊場所に関する斡旋情報	○ 支援者の宿泊場所の確保については、支援者で確保することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する。 ○ ホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する。 ○ 就寝のための布団等を準備する。
後発部隊への引継ぎ	○ 支援が後発部隊に引き継がれる場合には、要望事項や注意事項を後発部隊にも引き継ぐ。

2 想定される支援メニュー及び支援主体

支援者が速やかに業務に着手できるよう、主体ごとの支援メニューを整理しておきます。

表2-5-2 想定される支援メニュー及び支援主体

支援メニュー（例）		学識経験者	他自治体	事業者団体 民間事業者	NGO/NPO ボランティア
総合調整	対応方針検討、各種業務調整等	全体を通して助言	○注1)		
実行計画作成	実行計画作成の補助等		○注1)	○注1)	
設計・積算	発注に係る設計・積算補助等		○注1)		
契約	契約事務補助等		○注1)		
書類作成	災害報告書、査定資料等の作成補助等		○注1)		
収集運搬	生活ごみ等の収集運搬、分別作業		○	○	○
情報収集	発災後の対応状況等に係る情報収集		○		
仮置場管理	仮置場における管理状況の監督等		○	○	
現地確認	避難所や仮置場等の状況に係る情報収集		○		○注2)
窓口対応	窓口問合せ対応等		○		
広報	住民への広報（分別等）				○

注1) 専門的な知識や過去の経験を有する者

注2) 避難所におけるごみの分別指導等

第3章 一般廃棄物処理施設、最終処分場の被害状況の確認・報告と復旧

(1) 災害時

【クリーンセンターあがのがわ、し尿処理場の被害状況の確認】

- ◆ 一般廃棄物処理施設の運営・管理者に連絡し、被災状況や稼働状況を速やかに確認します。

【阿賀野市最終処分場の被害状況の確認】

- ◆ 最終処分場の運営・管理担当者は、平時に策定した緊急対応マニュアルに基づき、必要な対応を実施します。被害状況や操業再開時期などの情報を収集し、災害対策本部に報告します。復旧工事が必要な場合は、プラントメーカーなどの施設関係者と連絡・協議を行い、できる限り早期に再稼働を目指します。
- ◆ 被災施設の復旧事業は国庫補助の対象となるため、その申請に必要な事務作業を行います。

(2) 平時

- ◆ 発災後に、各施設の被災状況や稼働状況等を速やかに確認することができるよう、一般廃棄物処理施設の運営・管理者の連絡先一覧を作成しておきます。

表3-1-1 焼却処理施設の状況

施設名	年間処理量 (トン/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (トン/日)	公称能力 (トン/日)	対象 廃棄物	処理方式
五泉地域衛生施設組合 ^{注1)} クリーンセンターあがのがわ	—	—	—	122	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ し尿残渣	全連式 ストーカ炉
五泉地域衛生施設組合 ^{注2)} ごみ焼却場	令和7年3月受入停止			150	可燃ごみ ごみ処理残渣 し尿残渣	全連式 ストーカ炉
阿賀野市環境センター ^{注2)}	令和7年3月受入停止			60	可燃ごみ ごみ処理残渣	准連式 流動床

注1) 本計画策定時点に供用が開始されていないため、稼働実績はありません(令和7年4月に供用開始予定)。

注2) 令和7年3月末にごみの受入を停止します。

表3-1-2 破碎・選別施設の状況

施設名	年間処理量 (トン/年)	稼働日数 (日/年)	平均日量 (トン/日)	公称能力 (トン/日)	対象 廃棄物	処理方式
五泉地域衛生施設組合 ^{注1)} クリーンセンターあがのがわ (マテリアルリサイクル推進施設)	—	—	—	11	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎処理 選別処理
五泉地域衛生施設組合 ^{注2)} 不燃物処理センター	令和7年3月受入停止			30	不燃ごみ 不燃性粗大ごみ	破碎処理 選別処理

注1) 本計画策定時点に供用が開始されていないため、稼働実績はありません(令和7年4月に供用開始予定)。

注2) 令和7年3月末にごみの受入を停止します。

表3-1-3 し尿処理施設の状況

施設名	年間処理量 (kL/年)	受入日数 (日/年)	平均日量 (kL/日)	公称能力 (kL/日)	処理方式	
					汚水処理	污泥処理
五泉地域衛生施設組合 し尿処理場	8,801	246	36	91	標準脱窒素 +高度処理	場外搬出

注) 令和5年度実績。

表3-1-4 最終処分場の状況

施設名	年間処分量 (トン/年)	全体容量 (m ³)	残余容量 (m ³)	対象廃棄物
阿賀野市最終処分場	852.5	66,000	7,180	焼却残渣、不燃残渣

注) 令和5年度実績。

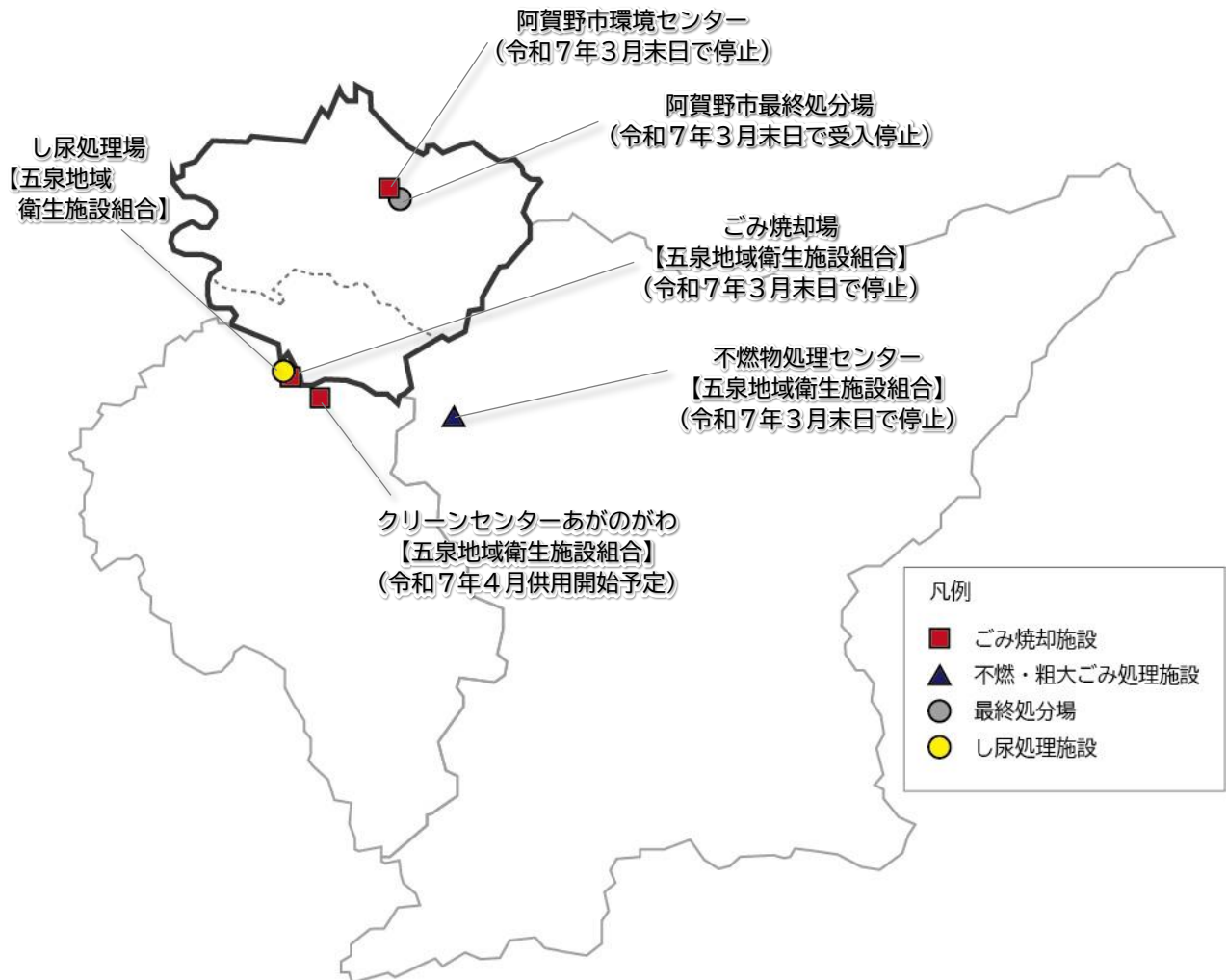


図3-1-1 廃棄物処理施設の位置

第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理

生活ごみや避難所ごみには、生ごみなどの腐敗性廃棄物が多く含まれるため、優先して回収し、処理します。

第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生

災害時の避難所では、非常食の容器、使用済み衣類、携帯トイレなど、平時とは異なる種類のごみが多く発生します。既存の処理施設が被災した場合には、避難所ごみを含む生活ごみの処理を近隣市町村に要請する可能性があるため、避難者数や発生原単位を基に発生量を推計します。避難所ごみの発生量推計方法については資料編に示します。

表4-1-1 避難所で発生する廃棄物の例

種類	発生源	管理方法
腐敗性廃棄物（生ごみ）	残飯等	悪臭、ハエ等の害虫の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
ダンボール	食料、水の梱包	分別して保管する。新聞等も分別する。
ビニール袋、プラスチック類	食料、水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
携帯トイレ、簡易トイレ	携帯トイレ、簡易トイレ	感染や臭気の面でも、できる限り密閉する。
感染性廃棄物（注射針、血の付着したガーゼ）	医療行為	保管のための専用容器を安全な場所に設置して管理する。収集方法に係る医療行為との調整（回収方法、処理方法等）を行う。

出典：「災害廃棄物対策指針」を基に一部加筆・修正しています。

第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬、処理

（1）災害時

【避難所の開設状況の確認】

- ◆ 収集担当部局は、災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数や各避難所のごみ置場の設置場所を確認します。

【収集運搬体制の構築】

- ◆ 収集担当部局が、生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制を確立します。
- ◆ 平時に利用している収集運搬委託業者や協定締結先の車両を確保しても必要台数を確保できない場合には、県やD.Waste-Netへの広域支援要請、関東地域ブロックの災害廃棄物対策行動計画に基づき、収集運搬車両と人員に関する支援を要請します。支援要請では、必要な収集運搬車両の種類と台数、必要な期間を具体的に連絡します。
- ◆ 水害 気象情報に注意し、発災前に委託業者へ連絡を行い、収集運搬車両を浸水の恐れがない場所へ避難させるよう指示します。

【作業計画の策定】

- ◆ 避難所ごみの発生量を推計し、その量や避難所の設置数・場所に基づいて収集ルートを決めます。
- ◆ 生ごみを含む可燃ごみを最優先に収集し、人員や車両、道路状況を考慮した計画を立てます。この際、通常より収集に時間がかかることを想定します。

【市民への周知及び広報】

- ◆ 災害時のごみ収集に関して、市民に収集優先順位、臨時の分別方法、集積所や収集曜日・時間、避難所でのごみ出し方法を周知します。
- ◆ 特に避難所ごみでは、衣類、ダンボール、容器包装プラスチックなどが大量に発生するため、分別区分や収集頻度を設定します。
- ◆ 周知方法には、避難所でのチラシ配布や貼り紙、広報紙、ホームページ、広報車、マスコミ、自治会の活用を検討します。

【収集運搬の実施、処理先への搬入】

- ◆ 作業計画に基づき収集運搬を実施します。
- ◆ 生活ごみと避難所ごみは仮置場を経由せず（生活ごみと避難所ごみの仮置場への搬入は不可）、既存施設で処理します。
- ◆ 既存施設が稼働できない場合には、県や近隣市町村に支援を要請します。
- ◆ 事業系ごみについては原則、排出事業者が一般廃棄物収集運搬業者に委託して焼却施設へ搬入しますが、状況に応じて市が収集運搬を行うなど、柔軟な対応を検討します。
- ◆ 腐敗した食品廃棄物などが大量に排出され、公衆衛生上重大な影響が見込まれる場合は、市による収集運搬も検討します。

（２）平時

- ◆ 生活環境の保全や公衆衛生の確保を最優先とし、ごみの種類に応じた収集・処理の優先順位を事前に検討しておきます（例：リサイクルごみの収集を一時中止し、他の品目を優先する等）。
- ◆ 避難所の数や場所を把握し、収集運搬車両の台数や委託先の情報を整理します。
- ◆ 災害時における収集運搬業者や処理先への連絡方法を確認します。災害時には避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況などが日々変化するため、収集運搬業者と頻繁に連絡を取れるよう、災害時の連絡体制を確立しておきます。

表４－２－１ 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬車両の台数

単位：台

車両	積載量	市直営	委託
パッカー車 (回転式)	２トン	０	１７
	３トン	０	３
平ボディ車	２トン	０	７
	３トン	０	４

注) 積載量が２.０トン～２.９トンの車両を２トン、３.０トン～３.９トンの車両を３トンとして、台数を集計しています。

表４－２－２ 関係者の連絡先

項目	名称	部署名	連絡先
県内連携	新潟県	環境局 資源循環推進課	０２５－２８０－５１６０
ごみ処理	五泉地域衛生施設組合	クリーンセンターあがのがわ 施設第二係	０２５０－４３－３８５２

第5章 仮設トイレ等・し尿の処理

第1節 組織体制の確立

災害時には停電や断水、上下水道の損傷などにより水洗トイレが使用できなくなる可能性があります。そのため、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレの利用が想定されます。これらのトイレは種類ごとに必要な収集運搬車両や処理方法が異なります。

また、既存の処理施設が被災した場合には、携帯トイレやし尿の処理を近隣市町村に依頼する必要があります。避難者数や発生原単位などからし尿の発生量を推計します。し尿の発生量推計方法については資料編に示します。

表5-1-1 災害用トイレの種類

名称	説明
携帯トイレ	既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させることができる。
簡易トイレ	段ボール等の組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させることができる。
仮設トイレ (汲み取り)	電気なしで使用できるものが多い。便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。
マンホールトイレ (下水道)	下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。

出典：「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」（平成28年4月 内閣府）を元に一部加筆。

第2節 仮設トイレ等の設置

(1) 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- ◆ 収集担当部局は災害対策本部を通じて、各避難所の避難者数やごみ置場の設置場所を確認します。
- ◆ 下水道の機能に支障がある場合、備蓄している携帯トイレや簡易トイレの設置状況を確認します。
- ◆ 下水道処理区域内では、避難所周辺のマンホール（上流から水が流れる構造）の被災状況を確認します。

【携帯トイレ・簡易トイレの使用】

- ◆ 各避難所で携帯トイレや簡易トイレを使用する際は、排出場所や保管方法（フレコンバッグ等）を検討します。

【仮設トイレの設置】

- ◆ 避難者数に基づき、災害時支援協定締結事業者に仮設トイレ（汲み取り）の供給を要請します。
- ◆ 断水等により水洗トイレが使用できなくなった在宅住民の利用も考慮し、適正な台数を設置します。
- ◆ 下水道処理区域内では、上下水道班に汚水処理施設の被害状況を確認した上で、マンホールトイレの設置を検討します。

【仮設トイレの管理】

- ◆ 設置した仮設トイレを衛生的に管理するため、避難所運営や防疫活動に関係する部署と連携し、消臭剤・脱臭剤や消耗品（手指消毒液、ウェットティッシュ、トイレトーパー）の確保、定期的な清掃などを実施します。

（２）平時

- ◆ 関係部署と協議しながら、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を進めます。
- ◆ 災害時支援協定の内容を確認し、洋式タイプや車いす用仮設トイレなど、利用者に配慮した設備の確保に努めます。
- ◆ 仮設トイレの使用・管理ルールについて、避難所運営に関係する者と事前に協議しておきます。
- ◆ 発災後に迅速に仮設トイレを設置・管理できるよう、設置手順や使用・管理方法を検討します。

表５－２－１ 災害用トイレの備蓄状況

品目	数量
簡易トイレ	202 台 【内訳】 ポータブルトイレ 2 台 ボックストイレ 10 台 スケットイレ 10 台 ボックスチェアー 180 台
凝固剤	3,630 回分

第3節 し尿等の収集運搬・処理

(1) 災害時

【避難所の開設状況の確認】

- ◆ 市民班と上下水道班は、携帯トイレ・簡易トイレやし尿の収集運搬体制を確立します。
- ◆ 携帯トイレ・簡易トイレは、可能な限り表4-2-1（既出）に示す平ボディ車で収集し、パッカー車の使用はし尿漏れ防止のため避けます。
- ◆ フレコンバッグに保管された場合、人力での積み込みが難しいため、クラム車等の重機を確保します。
- ◆ し尿はバキューム車で収集運搬します。
- ◆ 必要な車両が確保できない場合は、県に広域支援を要請します。この際、車両の種類、台数、必要期間を具体的に伝えます。

【作業計画の策定】

- ◆ し尿収集の必要量を推計し、避難所の設置場所や数に基づいて収集ルートを決定します。
- ◆ 道路状況や確保できた人員・車両に応じた現実的な計画を立てます。

【収集運搬と処理】

- ◆ 作業計画に基づき収集運搬を実施し、バキューム車で収集したし尿をし尿処理施設で処理します。
- ◆ し尿処理施設及び下水道処理施設が被災して処理できない場合は、県や近隣市町村に支援を要請します。
- ◆ 携帯トイレや簡易トイレは試験焼却を経て焼却処理施設で処理し、施設が被災した場合は広域支援を依頼します。
- ◆ 気象情報に注意し、発災前に委託業者へ連絡を行い、収集運搬車両を浸水の恐れがない場所へ避難させるよう指示します。

水害

(2) 平時

- ◆ 避難所の数及び場所を把握しておきます。
- ◆ 収集運搬車両の台数、委託先等の情報を整理し、収集運搬車両の調達方法を確認しておきます。
- ◆ 災害時における収集運搬業者・処理先への連絡方法を確認しておきます。災害時は、避難所の開設・閉鎖、避難者数、道路被害・復旧状況等が日々変化するため、収集運搬業者と頻繁に連絡をとる必要があることから、災害時における連絡方法を決定しておきます。

表5－3－1 し尿等の収集運搬車両の台数

車両	容量	市直営	委託
し尿収集車 (バキューム車)	1 kL	0	1
	2 kL	0	1
	3 kL	0	1

注) 容量が 1.0kL～1.9kL の車両を 1 kL、2.0kL～2.9kL の車両を 2 kL、3.0kL～3.9kL の車両を 3 kL として、台数を集計しています。

第6章 災害廃棄物の処理

第1節 被災者や災害ボランティアへの周知・広報

災害時には、ごみの排出や収集・運搬方法、仮置場の開設・閉鎖、処理施設の稼働状況など、被災者や災害ボランティア、事業者が必要とする情報を、阿賀野市社会福祉協議会等と連携し、さまざまな媒体を活用して積極的に周知・広報します。

また、平時から住民や災害ボランティア、事業者が災害廃棄物やその処理に関する知識を身に付けられるよう、普及啓発活動を行います。

(1) 災害時

- ◆ 災害時の適切な廃棄物処理を円滑かつ迅速に進め、被災地の生活環境を保全するため、関係部局と連携して住民や災害ボランティア、事業者に必要な情報を周知します。
- 水害** ◆ 浸水被害により通信機器が利用できない住民もいることを考慮し、ホームページでの情報発信に加え、避難所への掲示やチラシ配布など、複数の手段を用います。
- ◆ 周知内容には、仮置場がすぐに開設できない場合には、開設準備が整うまで排出を控えるよう案内することを含めます。
- 水害** ◆ 水害廃棄物の発生を最小限に抑えるため、大雨の予報が出された段階で、防災部局と連携して住民等に対して浸水対策を呼び掛けます。
- 水害** ◆ 水害の場合は水が引いた直後から自宅の片付けが始まるため、排出や仮置場に関する情報を速やかに周知します。

表6-1-1 周知・広報の手段と内容の例

手段（例）	内容（例）
○ ホームページ ○ 広報誌 ○ X（旧 Twitter） ○ 自治会内掲示板 ○ 回覧板 ○ 防災行政無線 ○ 広報車 等	○ 生ごみ、資源ごみ等の収集日及び収集回数の変更 ○ 市民が搬入できる仮置場の場所、排出可能な時間及び期間 ○ 災害廃棄物の分別の必要性、分別方法、分別の種類、搬入可能物 ○ 家電4品目の排出方法 ○ 家庭用ガスボンベ、スプレー缶等の危険物、石綿含有廃棄物やPCB含有機器等の有害廃棄物の取扱方法 ○ 不適正処理（不法投棄、野焼き）の禁止 ○ 便乗ごみの排出禁止 ○ 損壊家屋等の撤去等に係る申請手続き ○ 災害廃棄物に関する問合せ窓口 ○ 災害ボランティア支援依頼窓口 ○ ごみ出しが困難な身体障害者、高齢者への支援方法

(2) 平時

- ◆ 平時から、野焼きや不法投棄が法律に反する行為であること、適正でない廃棄物の排出が災害時の廃棄物処理を遅延させる要因となることを啓発します。
- ◆ 災害発生時の広報内容や手段を検討し、必要な準備を進めます。
- ◆ 避難所や仮置場での分別ルール、災害廃棄物の適正処理の重要性についても住民や関係者に周知します。

第2節 災害廃棄物の発生量の推計

(1) 災害時

【災害廃棄物発生量の推計に必要な被害情報の把握】

- ◆ 建物の全壊・半壊棟数等の被害情報を把握します。
- ◆ 県や専門機関から提供される情報を活用します。

【災害廃棄物の発生量の推計方法】

- ◆ 被害情報（建物の被害棟数）と災害廃棄物の発生原単位、種類別割合を用いて発生量を推計する。

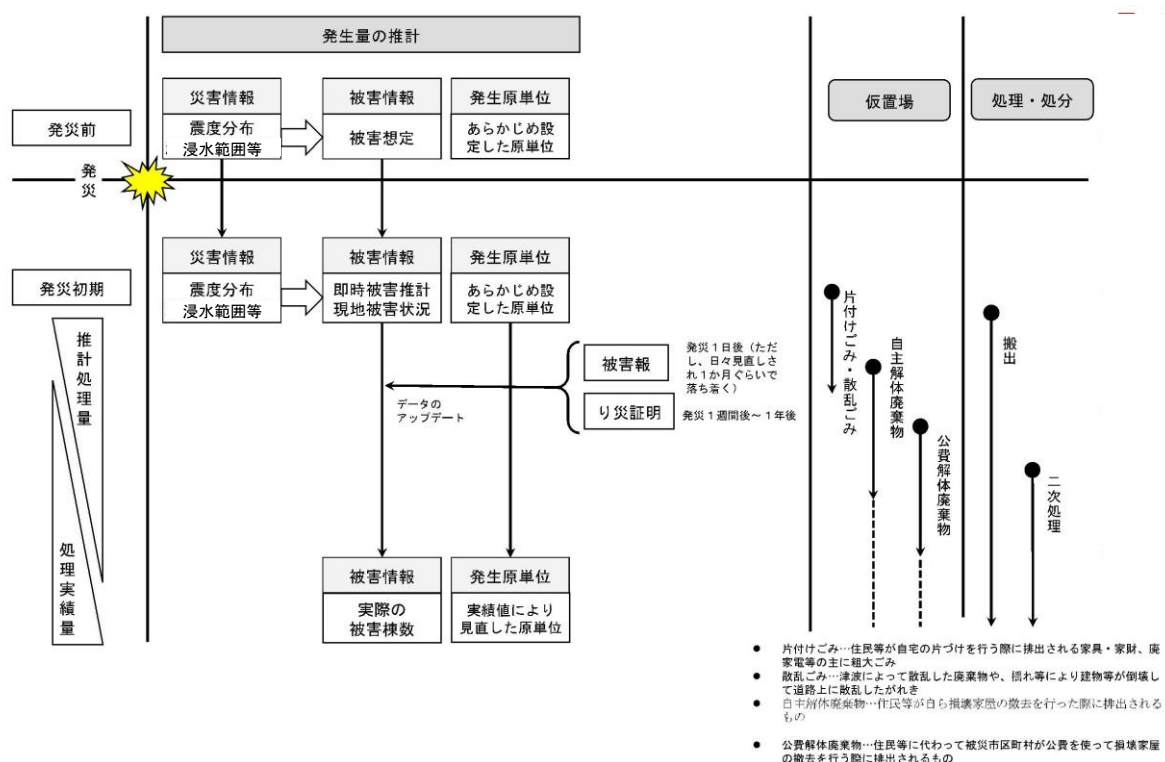
$$\text{災害廃棄物の種類別の発生量} = \text{被害情報(建物の被害棟数)} \times \text{発生原単位}^{\text{注1}} \times \text{種類別割合}^{\text{注2}}$$

注1) 被災建物1棟あたりで発生する災害廃棄物の量を示します。災害の種類（地震、台風など）や建物の構造（木造、非木造）によって異なります。

注2) 災害廃棄物中で、廃棄物の種類ごと（柱角材、コンクリートがら、金属くずなど）が占める割合を示します。建物の構造によって異なります。

【災害廃棄物の発生量の見直し】

- ◆ 災害廃棄物の発生量は、適正かつ迅速な処理を進めるための基礎資料として重要です。災害の種類やタイミングに応じて、適切な推計方法を選択・活用する必要があります。
- ◆ 図6-2-1では、発災前と発災後の各フェーズで利用可能なデータを整理します。被害情報である建物の棟数は、時間の経過に伴い変化することが予想されます。実際の発生量については、トラックスケールでの計量や仮置場内の測量といった実績値を基に、随時見直しを行います。



出典：「災害廃棄物等の発生量の推計方法」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技14-2）をもとに一部修正。

図6-2-1 災害廃棄物発生量の推計

(2) 平時

- ◆ 被害想定に基づき、災害廃棄物の発生量を推計します。月岡断層帯で発生する地震による災害廃棄物の発生量については、表 1-3-5（既出）に示すとおりです。詳細な推計方法、発生原単位及び種類別割合については資料編に示します。
- ◆ 水害による災害廃棄物の発生量は、洪水ハザードマップを用いて建物の被害棟数などを算定し、そのデータを基に推計します。

水害

第3節 片付けごみの回収

(1) 災害時

【片付けごみの回収戦略】

- 水害** ◆ 災害の種類により片付けごみの排出時期は異なりますが、水害の場合は水が引いた直後から自宅の片付けが始まるため、発災後の最初の週末には片付けごみが排出されることが想定されるため、速やかに収集体制を構築します。
- ◆ 片付けごみは、本市が設置・管理する仮置場に市民が可能な限り搬入することを基本とし、発災直後から仮置場を設置します。
- ◆ 片付けごみのステーション回収は実施しません。
- ◆ ごみを出すことが困難な高齢者などの災害時要配慮者に対しては、ボランティアによる支援や市による戸別回収の実施を検討します。

【仮置場の設置】

- ◆ 次節の「第4節 仮置場」に示します。

【収集運搬車両の確保】

- ◆ ごみを出せない高齢者などの災害時要配慮者が排出する片付けごみを回収するための車両を確保します。
 - ◆ 仮置場が逼迫し、周辺の空地や道路脇などに自然発生的に無人の集積所（勝手仮置場）ができた場合に備え、これらを回収する車両も確保します。勝手仮置場では片付けごみが混在していると想定されるため、回転式パッカー車ではなく、プレス式パッカー車や平ボディ車を準備します。
 - ◆ 準備する車両は、大型車が運搬効率が良い一方で、小型車でないと通行できない道路があることを考慮し、設置場所に応じたサイズの車両を確保します。
 - ◆ 車両が不足する場合は、近隣市町村や県、D.Waste-Netなどに広域支援を要請します。また、関東地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画や既存協定を活用し、必要な収集運搬車両や人員の支援を依頼します。要請時には、必要な車両の種類と台数、支援期間を明確に伝えます。
 - ◆ 収集運搬車両の台数は表4-2-1（既出）に、関係者の連絡先は表4-2-2に示すとおりです。
- 水害** ◆ 気象情報に注意し、発災前に委託業者へ連絡を行い、収集運搬車両を浸水の恐れがない場所へ避難させるよう指示します。

【収集運搬ルート決定】

- ◆ 道路の被災状況や交通渋滞を考慮し、効率的な収集運搬ルートを設定します。ルートの検討に際しては、支援者との調整を行い、最適なルートを決定します。

第4節 仮置場の設置と管理

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で廃棄物を適正に保管します。仮置場では、その後の処理に支障をきたさないよう、廃棄物を種類ごとに分別して仮置き・保管します。

(1) 災害時

【一次仮置場の選定】

- ◆ 平時に選定した仮置場候補地の中から、被害状況を踏まえ、一次仮置場を選定します。選定に際しては、実際に使用可能か現地確認を行います。
- ◆ 候補地が臨時ヘリポートや指定緊急避難場所などに指定されている可能性があるため、関係部署に使用状況を確認し、必要に応じて調整・協議します。
- ◆ 仮置場設置にあたっては、近隣住民にその必要性を説明し、一定期間（少なくとも数か月間）設置されることをご理解いただいた上で進めます。

【一次仮置場の設置】

- ◆ 表6-4-1（1）～（2）に示す配置計画を検討する際のポイントを考慮して一次仮置場を設置します。
- ◆ 一次仮置場に必要な資機材については、資料編に示します。

表6-4-1（1） 一次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

<人員の配置>

- 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。
- 分別指導や荷下ろしを補助するための人員を配置する。

<出入口>

- 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞ぐ。
- 片付けごみの搬入量を把握するため、車両の搬入台数を記録する。公費解体に伴い発生した災害廃棄物については、その搬入量・搬出量の概略値の把握や処理先へ搬出する際の車両の過積載防止のために、必要に応じて簡易計量器を出入口に設置する（市民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない）。

<待車スペース、駐車場>

- 渋滞防止のため、仮置場への搬入車両や仮置場からの搬出車両が待機するための待車スペースを可能な範囲で確保するよう努める。
- 仮置場の作業員等が使用するための駐車場スペースを確保する。

<動線>

- 搬入・搬出車両の動線を考慮する。
- 場内は一方通行とし、動線は右回り（時計回り）とする。
- 場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。

注）「仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技18-4）を元に一部加筆・修正。

表6-4-1(2) 一次仮置場の配置計画(レイアウト)を検討する際のポイント

<地盤対策>

- 仮置場の地面について、特に土(農地を含む)の上に仮置きする場合、車両・建設機械の移動や作業が行いやすいよう砕石、鉄板等の敷設を検討する。仮置場は運動場等に設置される場合が多いが、運動場は多くの車両が走行することは想定されていないため、必要最低限の砕石、鉄板等の敷設を検討する。選択に当たっての利点・欠点を表6-4-2に示す。
- 過去の災害では、砕石や敷鉄板を確保できないこと等から、仮置場へ搬入された廃置や廃瓦、土砂、コンクリートがら等を仮置場の地盤整備に活用した事例がある。ただし、これらの対応は、発災直後で確保できる資機材や時間に制約がある中で実施されたものであり、必ずしも標準的な方法ではない。やむを得ず実施する場合には、仮置場を復旧する段階で活用した廃棄物を撤去して災害廃棄物として処理する必要がある。
- 仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。

<災害廃棄物の配置>

- 災害廃棄物は分別して保管する。
- 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。災害の種類によっては、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害に応じて廃棄物毎の面積を設定する。
- 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物(例：可燃物/可燃系混合物等)は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。
- スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- 灯油等の可燃性の危険物が持ち込まれた場合には、燃えやすいものの近くには保管せず、管理がしやすい見えやすい場所に保管する。
- 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

<その他>

- 仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは、出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- 木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破碎したほうが二次仮置場へ運搬して破碎するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破碎機を設置することを検討する。

注)「仮置場の確保と配置計画にあたっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3)を元に一部加筆・修正。

表6-4-2 鉄板と砕石の利点・欠点

	砕石	鉄板
利点	○ 自由に平面形状を作れる。 ○ 災害時でも比較的容易に資材を確保することができる。	○ 運搬に時間を要するが、設置撤去は早い。 ○ 砕石と異なり、荷重を分散できるため、路盤の状態が悪くても設置可能（ただし、ある程度凸凹を均してから設置することが必要）。 ○ 表面の清掃が容易。 ○ 撤去後に廃棄物が残らない。
欠点	○ 砕石が砕けると、隙間を伝って土が出てきて車両に泥が付着したり、晴れた日には乾いて粉塵が発生し、生活環境上支障が生じる可能性がある。そのため、路盤の状態によっては補修や複数回の再敷設が必要となる。 ○ 撤去後の砕石の処分方法について検討することが必要であり、場合によっては最終処分費を要する。 ○ 撤去時にすき取りによる廃棄物が増加する。	○ 発災時は需要が増大し、供給が逼迫することでリース費用が上昇する。 ○ 供給が逼迫すると確保に時間を要し、敷設までにぬかるみができる可能性がある。 ○ 矩形のため、カーブ等の線形に追従しにくい。 ○ 重ね合わせ部ができるため車両のパンクや作業員の怪我のリスクがある。 ○ 返却時に損傷度に応じた修理費が必要となる場合がある。



出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）

図6-4-1 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例

【人員の確保】

- ◆ 仮置場の管理・運営には、受付、車両誘導、災害廃棄物の荷下ろし補助、分別指導などを行う職員を配置します。
- ◆ 廃棄物の搬入が多い時期には、1つの仮置場に少なくとも10名以上（交代要員含む）が必要です。庁内の人員だけで対応が難しい場合は、支援を要請して人員を確保します。支援が届くまでの間は、庁内の人員で対応します。
- ◆ 被災者の確認や搬入物が災害廃棄物であるかの積荷チェックなど、責任が伴う業務については、市職員が対応します。最低1名の市職員を配置します。

表6-4-3 仮置場の管理・運営に必要となる人員の確保の方法

支援要請先	部署名	連絡先	備考
災害対策本部			庁内からの支援
新潟県	環境局 資源循環推進課	025-280-5160	
一般社団法人 新潟県産業資源循環協会		025-246-9288	

【分別の徹底、仮置場の管理】

- ◆ 災害廃棄物の分別は非常に重要なため、市民や災害ボランティアに初動時から分別の必要性和方法を周知し、協力を得ます。ただし、仮置場の管理に災害ボランティアを活用することは避けます。
- ◆ 仮置場の配置図を事前にホームページで配布するか、入口で配布します。また、分別品目ごとに看板を設置します。
- ◆ 仮置場の受付時間は基本的に9時～17時（12時～13時は昼休憩）とし、季節に応じて適切に調整します。
- ◆ 発災から2週間は無休で対応しますが、その後は毎週水曜日を休みとし、仮置場の整理・整頓を行います。

【処理先への搬出】

- ◆ 処理可能なものは順次搬出して処理を進め、仮置場のスペースを確保します。

【一次仮置場の現状復旧、返却】

- ◆ 仮置場の復旧は原状回復を基本とします。ただし、土地所有者との取り決めがある場合はそれに基づいて実施し、土地を返還します。取り決めがない場合は、返却前に土地所有者等と対応を協議し、必要に応じて地面の残留物除去、土壌すき取り、客土、土壌分析を行います。

表6-4-4 仮置場の管理方法

	管理方法
災害廃棄物の積み上げ・スペースの確保・整理整頓	○ 職員を配置して受付時の積荷チェック、分別指導や荷下ろし補助、警備を行う。 ○ 廃棄物をショベルローダーやバックホウで5m程度まで積み上げる。 ○ 可燃系混合物は、必要に応じてバックホウのアタッチメント（アイアンクローなど）で粗破碎する。
作業員の安全管理	○ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
仮置場の監視	○ 被災者以外からの災害廃棄物の搬入を防止するため、被災者の身分証や搬入申請書等を確認して搬入を認める。 ○ 生ごみや危険物等の不適切な廃棄物の搬入を防止するため、仮置場の入口に管理者を配置し、確認・説明を行う。 ○ 仮置場の受入時間を設定し、時間外は仮置場の入口を閉鎖する。 ○ 夜間の不適切な搬入や安全確認のため、パトロールを実施する。
災害廃棄物の数量の管理	○ 日々の搬入・搬出管理（計量と記録）を行う。停電や機器不足により台貫等での計量が困難な場合は、搬入・搬出回数や集積した災害廃棄物の面積・高さを把握することで、仮置場で管理している廃棄物量とその出入りを把握する。
飛散防止策	○ 粉じんの飛散を防ぐため、散水を適宜実施する。 ○ ごみの飛散防止のため、覆い（ブルーシート等）をする。 ○ 仮置場の周辺への飛散防止のため、ネット・フェンス等を設置する。
漏水対策	○ 廃棄物からの漏水、凍結による漏水対策として、必要最低限の敷鉄板の設置やブルーシート等で直接土壌に排出されないように考慮する。 ○ 排水勾配を確保した仮置場のかさ上げや、仮排水構造物等敷設で仮置場内の排水を行うことが望ましい。
火災防止対策	○ 可燃物/可燃系混合物は、積み上げは高さ5m以下、災害廃棄物の山の設置面積を200m²以下、災害廃棄物の山と山との離間距離は2m以上とする。 出典：「仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）」（震災対応ネットワーク（廃棄物・し尿等分野）、国立環境研究所） ○ 災害廃棄物の体積物の温度測定や切り替えしによる放熱を行う。
臭気・衛生対策	○ 腐敗性廃棄物は長期保管を避け、優先的に焼却等の処理を行う。 ○ 殺虫剤等薬剤の散布を行う。
環境モニタリング	○ 必要に応じて仮置場周辺での大気、騒音、振動、悪臭、水質等の環境モニタリングを実施する。

【二次仮置場の設置・運営・管理】

- ◆ 一次仮置場での処理が完結しない場合、破碎や焼却などの中間処理及び処理後の一時保管を行うため、二次仮置場を設置します。
- ◆ 二次仮置場では高度な中間処理が必要となるため、設置・管理・運営は技術を有する事業者へ委託します。

(2) 平時

- ◆ 被害想定により推計した災害廃棄物の発生量を基に、一次仮置場の必要面積を推計すると、月岡断層帯による地震の場合で約 67.8ha (678,000m²) となります。必要面積の算出方法は資料編に示します。
- ◆ 必要面積を考慮し、市内での偏りが生じないように地域ごとに仮置場候補地を選定し、リスト化します。二次仮置場については、一次仮置場よりも広い候補地を選定します。候補地の選定に際しては、表 6-4-5 (1) ~ (2) に示すチェック項目を参考にします。

表 6-4-5 (1) 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目		条件	理由
所有者		○ 公有地（市有地、県有地、国有地）が望ましい。 ○ 地域住民との関係性が良好である。 ○ （民有地の場合）地権者の数が少ない。	○ 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	○ 広いほどよい（3,000m ³ は必要）。	○ 適正な分別のため。
	二次仮置場	○ 広いほどよい（10ha 以上が好適）。	○ 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		○ 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	○ 原状復旧の負担が大きくなるため。
多用途での利用		○ 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	○ 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）		○ 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	○ 火災が発生した場合の対応のため。 ○ 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。
		○ 電力が確保できること（発電設備による対応も可）。	○ 仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制		○ 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	○ 手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況		○ 舗装されているほうがよい。	○ 土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。
		○ 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
		○ 地盤が硬いほうがよい。	○ 地盤沈下が発生しやすいため。
		○ 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	○ 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
地形・地勢		○ 河川敷は避けたほうがよい。	○ 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ○ 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
		○ 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	○ 廃棄物の崩落を防ぐため。 ○ レイアウトの変更が難しいため。
		○ 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	○ 迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状		○ 変則形状でないほうがよい。	○ レイアウトが難しくなるため。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」（災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3）

表6-4-5 (2) 仮置場の候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由
道路状況	○ 前面道路の交通量は少ないほうがよい。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようするため。
	○ 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	○ 大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	○ 車両の出入口を確保できること。	○ 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	○ 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾(積出基地)に近いほうがよい。	○ 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	○ 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。	○ 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	○ 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	
	○ 鉄道路線に近接していないほうがよい。	○ 火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	○ 各種災害(津波、洪水、液状化、土石流等)の被災エリアでないほうがよい。	○ 二次災害の発生を防ぐため。
その他	○ 道路啓開の優先順位を考慮する。	○ 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

出典：「仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項」(災害廃棄物対策指針 技術資料 技 18-3)

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

年 月 日

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

●生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においてください

場所：○○○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

開設期間：○月○日まで 9:00～16:00

もやすごみ (プラスチック・衣類)	ガラス・ 陶磁器 瓦・ブロックくず	金属類 小型の電気製品
たたみ・ソファ・ふとん	木製家具	家電4品目

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○○）へ相談してください。

【問合せ先】○○市 ○○課 ○○係 電話○○-○○○○

出典：「災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内」（関東地方環境事務所）

図6-4-2（1） 仮置場開設の広報（例）

裏面

【仮置場案内図】



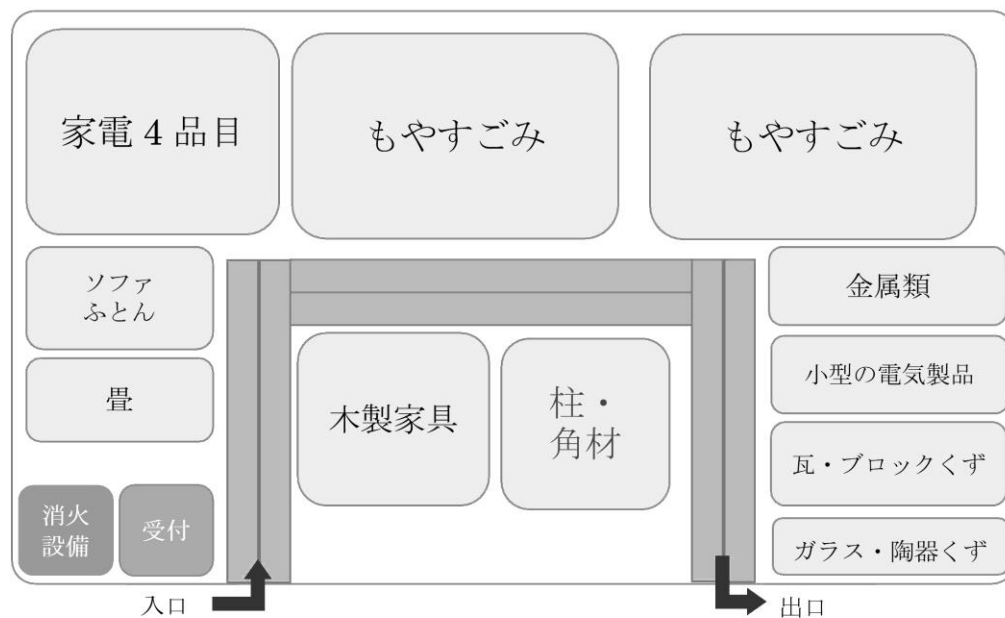
【〇〇仮置場】

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇

開設期間：〇月〇日まで

開設時間：9：00～16：00

【〇〇仮置場の分別配置図】



出典：「災害により発生したごみの分別・仮置場のご案内」（関東地方環境事務所）

図6-4-2（2） 仮置場開設の広報（例）

第5節 災害廃棄物の処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて選別・破碎や焼却などの中間処理を行い、その後、再生利用や最終処分を実施します。可能な限り既存の廃棄物処理施設を活用しますが、市内で処理しきれない場合は、県内市町村からの支援や県内事業者による処理を行います。

処理方法や業務の発注については、廃棄物処理法など関連法令に従い、生活環境に支障が生じないように適正に実施することを基本とします。また、再生利用の推進や最終処分量の削減、処理の迅速性や費用対効果を総合的に検討して決定します。

(1) 災害時

【処理・処分】

- ◆ 災害廃棄物は選別・破碎や焼却などの中間処理を行い、再生利用や最終処分を進めます。中間処理や最終処分は、できるだけ既存の処理施設を利用し、公共施設で処理できないものについては民間事業者に処理を委託します。
- ◆ 混合廃棄物や廃棄物を含む土砂については、必要に応じて仮設処理施設を設置し、選別・破碎や焼却などの中間処理を実施します。また、必要に応じて試験焼却を行い、既存施設での処理を進めます。
- ◆ 仮設処理施設や二次仮置場の設置に向けて、仕様作成、設計、積算を行い、処理業務の発注を適切に行います。

【再生利用】

- ◆ セメントの原料や建設土木資材、バイオマス燃料など、再生利用先を確保し、それらの受け入れ条件に適合するよう災害廃棄物を前処理します。また、処理済みの資材が活用されるまで仮置きするための保管スペースを仮置場内に確保します。

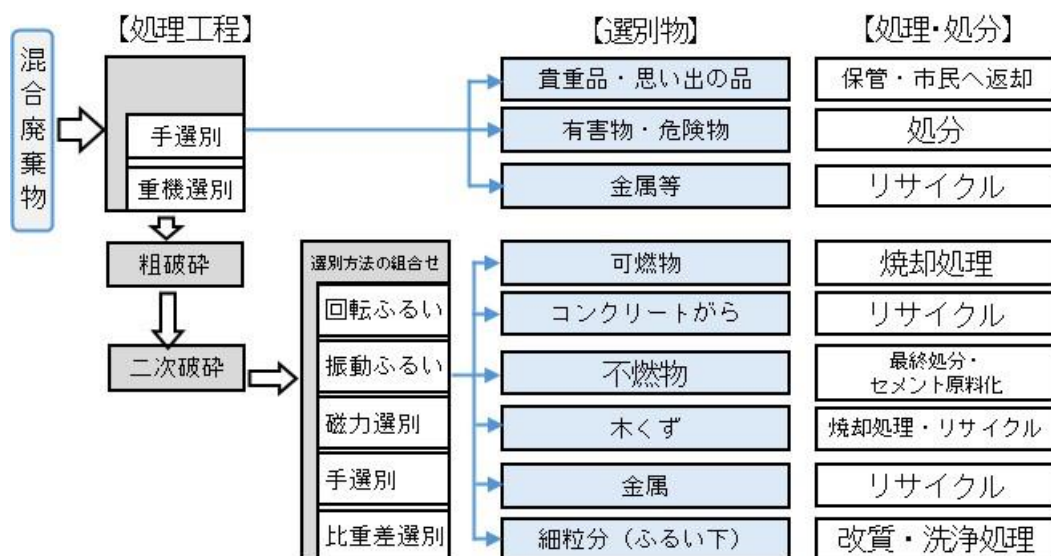
(2) 平時

【廃棄物の種類ごとの処理方法の検討】

- ◆ 可能な限り再生利用を基本とし、選別後の廃棄物の種類ごとに適切な処理方法を検討しておきます。
- ◆ 焼却処理や最終処分については、既存の処理施設を活用します。公共施設で処理できない廃棄物は、民間事業者への委託や、県を通じた県内外での処理要請を行います。

【参考】混合廃棄物の処理

- 混合廃棄物は、可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別することで再生利用を図る。
また、危険物や思い出の品等を含むこともあるため、これらに留意して処理を行う。
- 図6-5-1のように、重機による選別・手選別の他、複数の破碎・選別工程で処理する。混合廃棄物の性状に応じて適切な選別方法を選択する。



出典：「東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録」（平成26年9月 東北地方環境事務所）

図6-5-1 混合廃棄物の処理（例）



仮設施設内の手選別工程
（宮城県岩沼市 平成25年2月）



可燃物の貯留ヤード
宮城県石巻市 平成25年6月

表6-5-1 (1) 廃棄物（選別後）の種類ごとの処理方法の考え方

種類	処理方法の考え方
可燃物/ 可燃系混合物 木くず・木材	○ プラスチック類：極力セメントの原料・燃料等へリサイクルし、リサイクルできないものは焼却処理する。 ○ 破碎処理や焼却処理をする。 ○ 家屋の柱や倒木は、リサイクル材としての価値が高いため、極力リサイクルに努める。 ○ 合板くずや小片木くずは、サーマル原料等により極力リサイクルに努める。 ○ 木材を破碎すると、発酵して品質が劣化するため、長期間保存ができない。破碎しない（嵩張る）状態で保管するためのストックヤードの確保が必要である。 ○ 再生利用先の受入条件の調整が必要である。 ○ 木くず、木材は、水に濡れると腐敗による悪臭が発生し、リサイクルが困難となる場合があるため、保管の方法や期間には注意が必要である。
水害 畳・布団 水害 水害	○ 畳：仮置場から優先的に搬出後に切断等を行い、セメントの原料・燃料へリサイクルする。リサイクルできないものは焼却処理する。水に浸かった畳は、発酵して火災が発生するおそれがあるため、仮置場内での保管に注意し、優先的に搬出する。 ○ 布団・カーペット類：切断後、焼却処理を行う。水分を含んだ布団は、破碎が難しく燃えにくいいため、乾燥等を行う必要がある。
不燃物/ 不燃系混合物	○ 破碎選別、磁力選別、手選別等により選別の精度を向上し、極力リサイクルに努め、残さは埋立処分する。 ○ 瓦：屋根瓦は、高い透水性があり、砂利等へリサイクルできる。処分費用及び環境負荷を低減できることから、極力リサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。 ○ 土砂堆積物：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。
コンクリート がら等	○ 破碎処理を行う。 ○ 極力土木資材としてのリサイクルに努める。 ○ コンクリートがらは路盤材等としてリサイクルできるが、路盤材の需要を上回る量のコンクリートがらを処理すると、路盤材としてすぐに利用できない。路盤材としてすぐに利用できない場合は、コンクリートがらを仮置場で保管する。 ○ ガラス・陶磁器くず：極力土木資材としてのリサイクルに努める。リサイクルできないものは埋立処分する。 ○ スレート板：石綿が含有されているおそれがあるため、シート掛け等をして石綿が飛散しないように保管する。リサイクルできないものは埋立処分する。 ○ 土砂混じりがれき：ふるい選別等により土木資材、セメント原料としてのリサイクルに努める。
金属くず	○ 有価での売却を基本とするが、選別が困難であるなど、リサイクルできないものは埋立処分する。
水害 廃家電等	○ エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は、家電リサイクル法に従い、引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。4品目以外の電気製品については、破碎して金属等のリサイクルに努める。 ○ 水害で発生する泥が付着した廃家電製品は、リサイクルが困難となる場合があるので、洗浄等することでリサイクルに努める。
水害 腐敗性廃棄物	○ 食品：食品・飼肥料工場等から発生する原料及び製品等は、所有者が優先的に焼却等の処理を行う。 ○ 水害で発生する腐敗性廃棄物は、汚水を含み重量が増加する。水に濡れると腐敗による悪臭が発生するため、優先的に処理を行う。
有害廃棄物/ 危険物	○ 農薬・化学薬品、石綿含有廃棄物、感染性廃棄物等は分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。 ○ 消火器、ガスボンベ類、油類は分別して保管し、専門の事業者で処理を行う。 ○ 太陽光発電設備（家庭用）：感電に注意して取扱う。金属等のリサイクルに努める。 ○ PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理を行う。
水害 廃自動車等	○ 自動車は、自動車リサイクル法に従い、所有者が引き取り業者へ引き渡すことを原則とする。 ○ 水害により車内に土砂が堆積した場合は、土砂を取り除いてから搬出するように努める。

表6-5-1(2) 廃棄物(選別後)の種類ごとの処理方法の考え方

種類	処理方法の考え方
その他、適正処理が困難な廃棄物 水害	○ マットレス・ソファ類：切断した後、金属の回収や焼却処理を行う。 ○ 混合廃棄物：可燃物、不燃物、細かいコンクリート片、土砂、金属等を含むため、できるだけ選別処理することでリサイクルに努める。 ○ 石膏ボード：汚れがないこと、板状であること（製造番号等が識別できること）が受入要件であり、仮置場においては雨等で濡れないよう保管して、石膏ボード原料とする。汚れ・水濡れ等のものは埋立処分する。

【既存の処理施設における災害廃棄物の処理可能量】

- ◆ 既存処理施設における災害廃棄物の処理可能量については、表6-5-2で示します。処理可能量の推計方法については、資料編に示します。

表6-5-2 既存処理施設における災害廃棄物の処理可能量

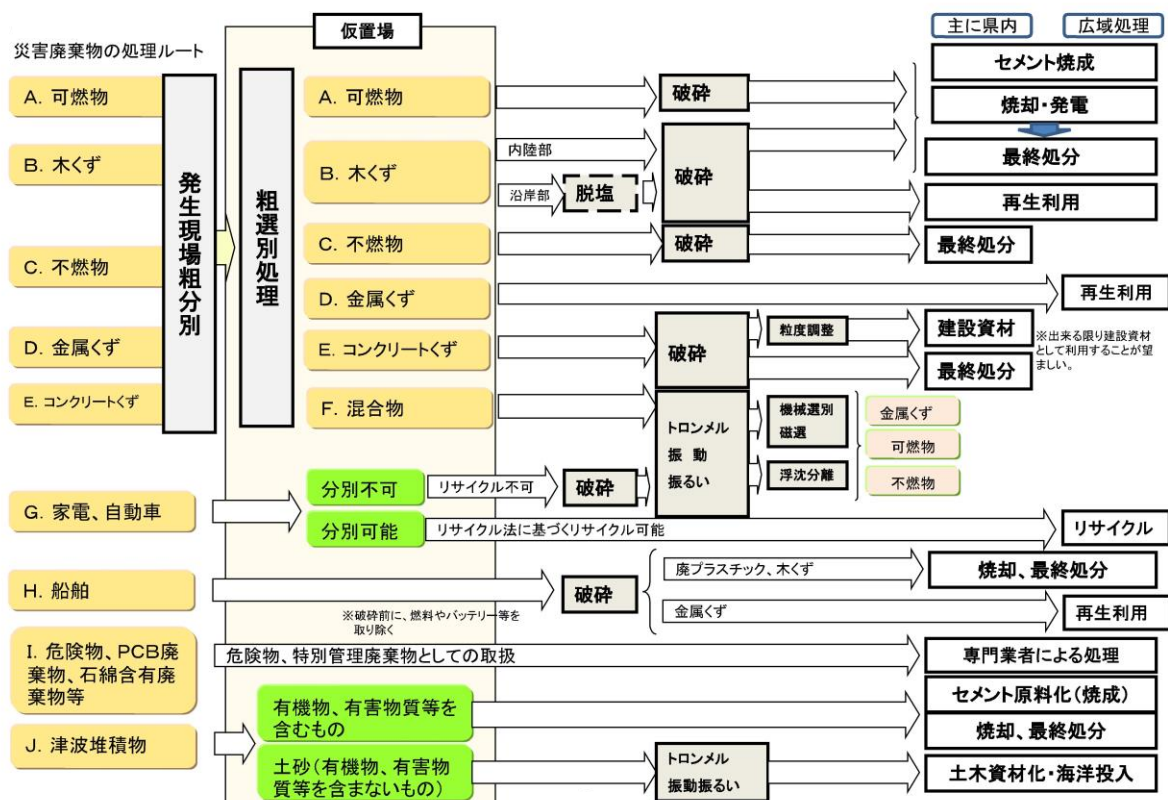
区分	施設名称	処理可能量または残余容量
焼却処理施設	クリーンセンターあがのがわ	972 トン/年
	阿賀野市環境センター ^{注1)}	17,280 トン/年
破碎・選別施設	クリーンセンターあがのがわ マテリアルリサイクル推進	0 トン/年
最終処分場	阿賀野市最終処分場	7,180m ³ ^{注2)}

注1) 令和7年3月受入停止。

注2) 令和6年3月時点。

【処理フローの検討】

- ◆ 災害時には平常時と異なり、木くずやがれき類が大量に発生することが想定されます。これらは仮置場で選別し、破碎などの中間処理を経て再資源化を図ります。



出典：「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成23年5月 環境省）

図6-5-2 災害廃棄物の処理フロー（例）

第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応

生活環境の保全および作業環境の安全を確保するため、適正な処理が困難な廃棄物については、他の災害廃棄物と分別して収集し、専門機関や専門処理業者に委託して適正に処理します。

万が一、仮置場に危険物、有害廃棄物、または処理が困難な廃棄物が持ち込まれた場合には、他の廃棄物と混ざらないよう十分に注意し、離れた場所にまとめて保管します。その上で、適切な処理先を速やかに手配して対応します。

表6-6-1 危険物・有害廃棄物・処理困難な廃棄物等の処理方法・留意点

危険物・有害廃棄物等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム（特定窓口、特定引取場所）等への引取依頼・資源化（日本消火器工業会）	分別保管
LP ガスボンベ	専門業者による回収処理（全国 LP ガス協会）	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理（高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会）	分別保管、所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク（灯油等）	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤（シンナー等）	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類、農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、許可業者による回収処理	分別保管
PCB 含有廃棄物（トランス、コンデンサ等）	PCB 廃棄物は、PCB 特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 PCB 含有不明の場合は、含有物として取扱う
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接熔融処理または管理型最終処分場に搬入 技術資料 1-20-14 石綿の処理を参照	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底
太陽光発電設備	日照時は発電により感電の恐れがあるため取扱時は注意する。具体的には、災害廃棄物対策指針技術資料 1-20-7 その他の家電製品を参照	
廃自動車	被災自動車の処分は、原則として所有者の意思確認が必要である。自動車リサイクル法のルートで処理を行う 災害廃棄物対策指針技術資料 1-20-8 参照	
貴重品・思い出の品	貴重品が見つかったときは、警察へ届け出る。 思い出の品（位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、手帳、携帯電話、ビデオ、デジカメ等）は、市町村が保管し、可能な限り持ち主に返却する 技術資料 1-20-16 貴重品、思い出の品の取扱いを参照	

出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月 環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）

第7節 損壊家屋等の撤去等

(1) 災害時

【通行の支障や倒壊の危険がある建物等の撤去】

- ◆ 損壊した家屋等は私有財産であるため、原則としてその撤去・処理・処分は所有者が実施します。ただし、通行の妨げになる場合や、現地調査で応急危険度判定の結果、倒壊の危険があると判断された建物については、所有者の意思を確認した上で適切な対応を行います。なお、公共施設や大企業の建物については、それぞれの管理者が撤去を行います。

【体制の構築】

- ◆ 損壊家屋の撤去には設計、積算、現場管理などの専門知識が必要なため、土木・建築職を含めた体制を構築します。
- ◆ 撤去業務は事業者へ委託して実施します。

【申請方法の広報、申請窓口の設置】

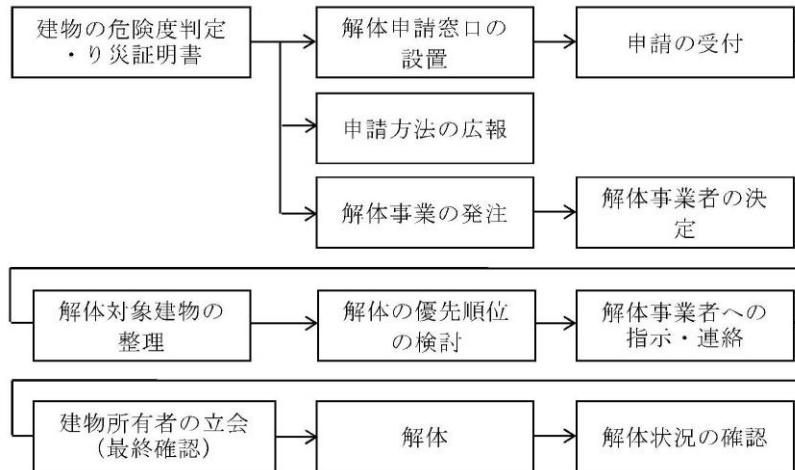
- ◆ 損壊家屋等の撤去に関する申請方法を被災者に周知し、可能であれば、り災証明の発行拠点に申請窓口を設置します。

【損壊家屋等の解体】

- ◆ 災害の状況に応じて示される国の方針に基づき、損壊家屋等の撤去または解体を実施します。過去の阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、国が特例的な財政措置を講じ、半壊以上の建物の解体も国庫補助の対象となった例があります。
- ◆ 撤去の際は、建物所有者の立会いを原則とし、建物内に残る貴重品や思い出の品などは事前に所有者に引き渡します。
- ◆ 台帳などを活用し、アスベストの使用状況や危険物の混入状況に関する情報を収集し、撤去に関わる関係者へ周知することで、関係者への暴露防止に努めます。
- ◆ アスベストについては、大気汚染防止法および災害時の石綿飛散防止マニュアルに基づき、解体業者へ適正な取扱いを指導徹底します。
- ◆ 高圧ガスボンベ（LP ガス等）、フロン類を含む機器、太陽光発電設備、大型蓄電池などの特殊な機器についても、撤去や解体の際に注意を促します。

(2) 平時

- ◆ 総務班、調査班、建設班と連携し、り災証明、解体申請、事業発注、解体状況の確認に関する手続きや手順を整理するとともに、庁内の連携体制を整備します。
- ◆ 損壊家屋等の撤去に際し、権利関係や正確な延べ床面積の把握が重要であるため、り災証明書の発行業務と連携した体制を検討します。
- ◆ 石綿使用の状況について、公共施設の管理者などから平時に情報を収集し、適正な対応に備えます。



出典：「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月 環境省東北地方環境事務所、関東地方環境事務所）

図 6-7-1 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合の手順例

表 6-7-1 石綿の飛散防止に関する注意点

構造等	注意点
木造	○ 結露の防止等の目的で吹付け材を使用している場合があるため、木造建築物においては、「浴室」「台所」及び「煙突回り」を確認する。 ○ 非飛散性であるが、屋根・天井・壁の成型板も確認する。
鉄骨造	○ 耐火被覆の確認を行う。 ○ 書面検査で石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆が施工されていれば鉄骨全面に施工されている可能性が高いので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
鉄骨・鉄筋コンクリート造	○ 機械室（エレベータ含む）、ボイラー室、空調設備、電気室等は、断熱・吸音の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性が高いので確認する。 ○ 外壁裏打ち、層間塞ぎ、パイプシャフト、エレベータシャフト、最上階天井裏等も注意する。
建築設備	○ 空調機・温水等の配管、煙突等の保温材・ライニング等を可能な範囲で把握する。

出典：「災害廃棄物対策指針」より作成



石綿含有吹付ロックウール



石綿含有スレート波板（屋根・外壁）

出典：「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（平成 20 年 3 月 国土交通省）より作成

第8節 処理業務の進捗管理

(1) 災害時

【計量等の記録】

- ◆ 災害廃棄物の仮置場への搬入量や搬出量について、車両台数や計量器で計測し記録します。また、解体家屋の数や処分量などを把握し、進捗管理を行います（表6-8-1参照）。
- ◆ 災害廃棄物を仮置場から搬出する際には、管理伝票を使用して、処理量や処理先、処理方法などを明確に把握します。

表6-8-1 記録の種類

	記録内容
仮置場の搬入・搬出における記録	○ 搬入・搬出重量及び車両台数、種類別・積載量、発生元の地域、搬出先等 ○ 車両1台ごとの写真、日ごとの作業員数・施工状況写真 ○ 災害廃棄物の集積面積・高さによる推計量の変化
処理における記録	○ 種類別処理方法別（焼却、リサイクル、最終処分）の処理前・処理後の数量

【処理の進捗管理】

- ◆ 処理の進捗管理を行う人員が不足する場合は、進捗管理業務を事業者へ委託することを検討します。また、県は市からの報告を受け、災害廃棄物処理の進捗状況を把握します。

【災害報告書の作成】

- ◆ 災害廃棄物の処理と並行して、国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金）申請の準備を進めます。
- ◆ 準備にあたっては、「災害関係業務事務処理マニュアル」（令和5年12月 環境省）を参照します。
- ◆ 補助金事務を円滑に進めるため、災害廃棄物の数量、仮置場の写真、作業日報（作業日、作業員数、重機や運搬車両の種類・台数などを記載）、事業費算出の明細などを整理します。
- ◆ 国庫補助に関する事務を適切に処理するため、必要な知識を持つ職員を配置します。

(2) 平時

- ◆ 災害廃棄物処理に係る国庫補助申請で必要となる報告書の作成等について、職員が必要な知識を習得するよう努めます。

第7章 計画の見直し等

第1節 計画の見直し

1 計画の見直し

本計画は、国の法令や指針、県の関連計画の見直し状況、訓練の実施状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【本計画の見直し時期】

- ◆ 関連法令（災害対策基本法、廃棄物処理法など）や災害廃棄物対策指針が改正された場合
- ◆ 県の災害廃棄物処理計画に大きな変更があった場合
- ◆ 被害想定や前提条件に変更があった場合
- ◆ 訓練を通じて改善点が確認された場合
- ◆ 国内の災害対応事例や教訓を踏まえ、改善の必要が認められた場合

2 行動マニュアルの整備

本計画の実行性を高めるため、担当班ごとに行動マニュアルを整備し、定期的に見直しを行います。これにより、災害発生時に迅速かつ適切な対応が可能となる体制を構築します。

第2節 教育訓練

災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、職員への計画内容の周知を行い、平時から継続的に教育・訓練を実施します。訓練は近隣市町村と協力して実施し、担当者間の連携を強化するとともに、実践的な災害対応力の向上を図ります。また、国や県が主催する訓練にも積極的に参加し、専門知識や経験を蓄積します。

教育・訓練で得られた課題は、計画の見直しに反映し、災害対応時の問題点を改善します。さらに、被災自治体への支援を人材育成の機会と捉え、災害廃棄物処理のノウハウを次世代へ伝承し、新たな人材育成に取り組みます。

災害時の人的支援要請や職員派遣に備え、災害廃棄物処理に関する実務経験や専門知識を持つ職員をリストアップし、情報を定期的に更新します。これにより、即応性を確保し、実効性のある災害廃棄物処理体制を構築します。

【訓練内容】

- ◆ 災害廃棄物処理計画の周知及び読み合わせ
- ◆ 職員研修（講習会等）
- ◆ 情報伝達訓練
- ◆ 派遣後の支援活動報告会